

あきた公共施設等総合管理計画

(案)

～県民の資産を未来に引き継ぐために～

平成 2 8 年 3 月
秋 田 県

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共施設等の現状	
(1) 公共施設	2
(2) インフラ施設	6
2 将来の県人口の見通し	
(1) 県人口の推移	8
(2) 今後の県人口の見通し	9
3 県財政の状況と中期見通し	
(1) 県財政の状況	10
(2) 県財政の中期見通し	11
4 公共施設等の更新（建替え）等に関する経費の見込み	
(1) 公共施設	12
(2) インフラ施設	12
第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針	
1 対象施設	13
2 計画期間	14
3 全庁的な取組体制の構築等	14
4 現状や課題に関する基本認識	
(1) 公共施設等の老朽化への対応	15
(2) 人口減少等社会情勢の変化への対応	15
(3) 財政負担の軽減・平準化	15
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
(1) 点検・診断等の実施方針	16
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	17
(3) 安全確保の実施方針	18
(4) 耐震化の実施方針	19
(5) 長寿命化の実施方針	20
(6) 統合や廃止の推進方針	21
(7) 市町村等との協働に関する推進方針	26
(8) 民間の技術等の活用に関する方針	26
(9) 県民との情報共有等に関する方針	27
(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	27

6	フォローアップの実施方針	28
---	--------------	----

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 公共施設

(1)	庁舎	30
(2)	学校・教育施設	31
(3)	スポーツ・レクリエーション施設	32
(4)	県営住宅	33

2 インフラ施設

(1)	道路	34
(2)	河川	35
(3)	海岸	36
(4)	砂防	37
(5)	下水道	38
(6)	港湾	39
(7)	公園	40
(8)	漁港	41
(9)	治山施設	42
(10)	交通安全施設	43
(11)	電気事業施設	44
(12)	工業用水道事業施設	45

第5章 個別施設計画の策定

(1)	位置づけ	46
(2)	対象施設	46
(3)	主な内容	46
(4)	策定作業の進め方等	47

第1章 計画策定の趣旨

県が所有する公共施設等については、多種多様な県民ニーズを背景に整備が進められてきましたが、今日、その施設等の多くで老朽化が進行していることから、今後大量に更新（建替え）や大規模修繕等の時期を迎えることになります。

平成24年12月に発生した、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故は、老朽化と点検等の不備が主な原因とされておりますが、本県においても、公共施設等の老朽化対策は、いわば「まったなし」の課題であり、こうした事故が発生しないよう、どのような状況下にあっても、施設等を適切に管理し、利用者等にとって常にベストの状態に保つという、管理者としての県の使命を果たしていかなければなりません。

しかしながら、県財政は、少子・高齢化による社会保障関連経費の増加などにより、今後も厳しい状況が継続するなど、こうした施設等の更新（建替え）等に要する経費の財源確保については、ますます難しくなってくると予想されます。

加えて、人口減少等社会情勢の変化に伴い、施設等に求められる県民ニーズが、整備時とは異なった状況になっているケースも見受けられるなど、時代に即したサービスの適正化といった観点から、現在では様々な課題が生じているものと考えております。

県では、これまでも行財政改革を推進し、効率的な施設等の管理に努めてきましたが、老朽化が急速に進行することなどを踏まえ、県財政の見通しや社会情勢の変化を敏感に捉えつつ、しっかりと時代認識のもとで長期的な視点に立ち、すべての施設等の実態を把握しながら、更新（建替え）・統廃合・長寿命化などの管理を総合的・計画的に行っていくことを目的に、全庁横断的な組織体制のもと「あきた公共施設等総合管理計画」を策定します。

本計画は、平成28年4月から施行されますが、当年度を、公共施設等を総合的・計画的に管理する「元年」と位置づけ、将来の秋田を担う世代に大きな負担を残すことなく、できる限り良好な状態で引き継いでいくことを目標に掲げ、第2期ふるさと秋田元気創造プランの「高質な田舎」を思い描きつつ、真の豊かさを実感できる将来を見据えながら、その実現を目指していきます。

なお、公共施設等の老朽化対策は、本県のみならず全国的な課題となっており、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議による「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）や「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号）などの内容を踏まえ、国と歩調を合わせながら進めていきます。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現状

(1) 公共施設^①

① 現 状

- 平成26年度末において、庁舎などの行政施設や学校教育系の施設など、計586施設あり、延べ面積で205万㎡となっています。
- 公共施設は、県が、事務・事業を執行するために直接使用することなどを目的とする行政財産^②と、それ以外の普通財産^③に分類されますが、行政財産は全体のおよそ88%、普通財産はおよそ12%となっています。
- 延べ面積を県民1人あたりに換算すると、1.99㎡保有していることになり、単純な比較はできませんが、全国平均の1.41㎡より高くなっています。なお、県民1人あたりの延べ面積が大きい都道府県は、概ね人口規模が小さく、財政力指数^④が小さいなどの共通点があります。

(図1 公共施設の状況)

類 型	施 設 名 称	施 設 数	延べ面積(㎡)
文化系施設	県民会館 ほか	5	32,500.96
社会教育系施設	図書館・公文書館	15	92,317.49
	近代美術館 ほか		
スポーツ・レクリエーション系施設	県立体育館	37	195,614.75
	十和田ホテル ほか		
産業系施設	金属鋳業研修技術センター ほか	4	15,379.56
学校教育系施設	県立高等学校	72	815,933.70
	技術専門校 ほか		
保健・福祉施設	老人福祉総合エリア	18	118,506.64
	中央児童相談所 ほか		
行政施設	県庁舎、第二庁舎	164	363,874.46
	警察本部、警察署 ほか		
公営住宅	県営住宅	25	191,947.71
公園	県立中央公園 ほか	19	44,138.98
その他	空港港湾施設	227	183,879.98
	職員住宅、寮 ほか		
合 計		586	2,054,094.23

① 公共施設とは、公共建築物であり、通称ハコモノといわれる施設です。

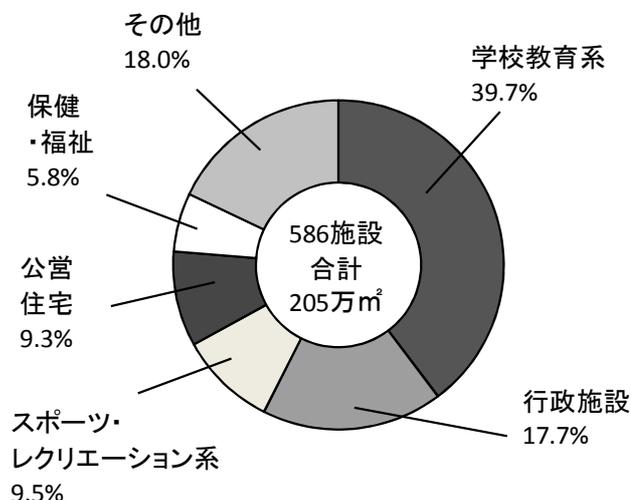
② 行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産で、公用財産（庁舎など県が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産）と公共用財産（学校など県民の一般的共同利用に供することを目的とする財産）に分類されます。

③ 普通財産とは、行政財産以外の公有財産をいい、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、主として「経済的価値の発揮」を目的としており、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に行政執行に貢献させるため、管理処分されるべき性質を持つ財産をいいます。

④ 財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

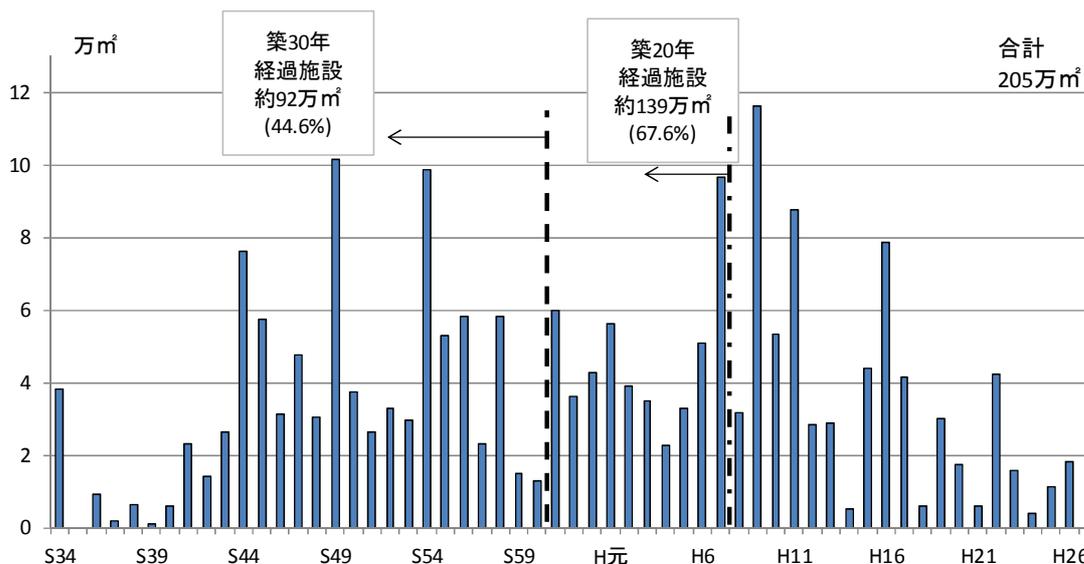
○ 延べ面積の内訳では、学校教育系施設が 39.7%を占め、次に庁舎などの行政施設が 17.7%、スポーツ・レクリエーション系施設が 9.5%などとなっています。

(図2 公共施設の類型別延べ面積割合)



○ 延べ面積の年次推移を見ると、昭和 41 年では 64 万㎡でしたが、その後、およそ 50 年間で 3.2 倍に増加しています。全国的には、高度経済成長期やバブル期^①に延べ面積の増加が見られますが、本県の場合、そのような傾向はなく、当時の計画に基づき、順次整備されてきたものと考えられます。

(図3 公共施設建設年次別延べ面積)



① 高度経済成長期とは、昭和 29 年から昭和 48 年までの約 19 年間です。

バブル期とは、1980 年代後半から 1990 年代初頭（昭和 61 年末～平成 2,3 年ころ）までの、平成の好況期のことをいいます。

② 利用状況

主な公共施設について、その利用状況を示します。

- 学校等の教育施設について、平成 27 年度の県立学校数は、中学校が 2 校、高等学校が 50 校（分校含む）、特別支援学校が 13 校（分校含む）となっています。

県立中学校には 383 名の生徒が、県立高等学校には 23,404 名（※全日制、定時制、通信制高校の総計）の生徒が、県立特別支援学校には 1,249 名の幼児児童生徒が在籍しています。

県内の中学校卒業者の高等学校進学率は 98.0%（平成 16 年 3 月卒業生）から 99.0%（平成 26 年 3 月卒業生）に上昇していますが、少子化が進む中、県内の高校進学者数は、平成 16 年度から平成 26 年度までの 11 年間で 2,684 人減少しました。

生徒数の減少に伴い、学校施設では余裕教室等が生じる傾向にあります。

- 庁舎等の行政施設について、県庁舎、県庁第二庁舎、秋田地方総合庁舎ほか 7 つの地域振興局庁舎があり、延べ面積は 80,376 m²、内訳は本庁舎（県庁舎、県庁第二庁舎、秋田地方総合庁舎）で 49,166 m²、地域振興局庁舎で 31,210 m²となっています。

これを職員 1 人当たりの面積に換算すると、本庁舎で約 19 m²、地域振興局庁舎で約 25 m²となっており、10 年前と比較すると、それぞれ 5 m²の増（14→19 m²）、11 m²の増（14→25 m²）となっています。

これは、県の新行財政改革大綱に基づく、新たな定員適正化計画に基づく職員数の見直しによるもので、この 10 年間で職員数が約 30%以上少なくなったためです。

また、本庁舎と地域振興局庁舎の職員 1 人当たりの面積の増加の割合が異なるのは、平成 16 年度から平成 17 年度末にかけて県内市町村の合併が行われ、さらに、県から市町村への権限委譲などがあり、本庁舎に比べ地域振興局庁舎の職員数の減少割合が大きく、地域振興局庁舎で従事する職員数が相対的に少なくなったためです。

以前と比較して、職員 1 人当たりの面積は増加したことから、執務上使用しない空間が増える傾向にありますが、必要に応じて会議室などに活用されています。

- スポーツ・レクリエーション系施設について、体育館や野球場など 18 のスポーツ施設、オートキャンプ場など 10 のレクリエーション施設のほか、9 の保養施設があり、利用者数は全般的にほぼ横ばいの状況にあります。

スポーツ施設の利用者数は、ほぼ横ばい状況で推移していますが、定期券利用者の増加やスポーツ大会等の開催により利用状況が好調な施設がある一方で、周辺の類似施設の機能整備が進むなどの理由により、減少傾向となっている施設もあります。

レクリエーション施設の利用者数は、総じて減少傾向にあり、特にオートキャンプ場など、利用時期が限定的で、天候等によって利用が左右される野外の施設は、不安定な状況にあります。

保養施設の利用者数は、施設の規模などによるものの、宿泊者数の減少で全般的に良好であるとは言い難い状況にあり、設備の老朽化など個別の要因や運営面での課題が浮き彫りになっています。

③ 老朽化の状況

- 一般的に大規模修繕が必要となる時期は、建設後 30 年と考えられていますが、現状では 45%の施設がこの年数を経過しており、10 年後は 68%、20 年後は 93%と、今後急速に老朽化が進行していくものと推測されます。
- その中でも特に、学校教育系施設、行政施設、公営住宅の老朽化が進んでいます。
- なお、公共施設は、一般的に 30 年経過しても、通常建替えの必要はありませんが、劣化・損傷は相当程度進んでいるものと推測され、大規模修繕を施す必要が生じる時期の目安と考えられ、いわゆる税法上の減価償却資産の耐用年数^①とは異なります。
- 施設の減価償却累計額^②を取得価額（建築費）で除した劣化状況をみると、施設の種類ごとに差がありますが、平均で 52%となっており、耐用年数の半分を経過した公共施設が相当数存在し、今後さらに深刻な状況になることが予想されます。

(図 4 公共施設の老朽化の状況)

類型	経過年数	現状	10年後	20年後	備考
全体 (586施設)	30年	45%	68%	93%	205万㎡
(学校教育系)	30年	52%	65%	87%	(72施設)
(行政施設)	30年	49%	72%	94%	(164施設)
(スポーツ・レク系)	30年	23%	47%	96%	(37施設)
(公営住宅)	30年	41%	79%	96%	(25施設)
(保健・福祉)	30年	8%	50%	100%	(18施設)
(その他)	30年	50%	80%	99%	(270施設)

① 税法上の減価償却資産の耐用年数とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定められており、課税の公平性を図るために設けられた基準です。

② 減価償却累計額とは、過去に計上した減価償却費の累計額で、取得額からこれを差し引くことによって現在の建物等の価値が評価されます。

(2) インフラ施設^①

① 現 状

- 平成 26 年度末において、インフラ施設は、建設部門で、橋梁が 1,113 橋、トンネル 84 本、港湾施設 151 施設など、農林部門で、農業水利施設の水路が 1,665 k m、森林整備施設の治山ダムが 9,679 基など、警察部門で、交通安全施設の信号制御器が 1,899 基など、広範囲にわたって存在しています。
- さらに、公営企業施設^②として、16 の県営発電所と延長 25,618m の工業用水道の管路があり、地方公営企業法に基づき、県の一般会計から独立した特別会計（企業会計）において管理しています。

(図 5 インフラ施設の状況)

区 分	数 量 等				
	路線数	実延長 (km)	橋梁数 (15m以上)	トンネル数	
道路	県道	186	2,370	712	37
	国道(県管理)	14	872	401	47
	計	200	3,242	1,113	84
河川・ダム	樋門・樋管 984施設、水門 2施設、ダム 15施設				
砂防	砂防堰堤 1,081施設				
海岸	海岸堤防等 42km				
下水道	処理場 5施設、管渠 338km				
港湾	5港(秋田港、船川港、能代港、本荘港、戸賀港)				
	外郭施設 39施設、係留施設 96施設、臨港交通施設 16施設				
空港	秋田空港 滑走路延長 2,500m、滑走路幅員 60m				
	大館能代空港 滑走路延長 2,000m、滑走路幅員 45m				
公園	小泉瀧公園 開設面積 63.7ha				
	中央公園 開設面積132.6ha				
	北欧の杜公園 開設面積 93.6ha				
農業水利施設	農業水利施設(頭首工 157箇所、水路 1,665km、揚水機場 374箇所、防災ダム 5箇所、ため池 660箇所、八郎潟基幹施設 1式) 地すべり防止施設 31地域				
漁港	漁港施設 10港 (外郭施設 17.8km、係留施設 9.3km、水域施設 636,000㎡、輸送施設 11.6km、漁港施設用地 54,000㎡、漁港浄化施設 1箇所)				
	海岸保全施設 32.1km				
森林整備施設	治山ダム 9,679基、地すべり防止施設 78地域				
交通安全施設	信号柱 8,628本、信号制御機 1,899基、大型交通標識 2,893本				
公営企業施設	電気事業(水力発電所 16箇所)				
	工業用水道事業(浄水場 1箇所、管路 25.6km)				

① インフラ施設とは、産業や生活の基盤として整備される、道路・上下水道・港湾・ダムなどの施設をいいます。

② 公営企業施設とは、地方公共団体自らが経営する公益的な事業のための施設です。該当する事業は、地方公営企業法に定められており、当県においては、電気事業と工業用水道事業の 2 つの事業があります。

② 老朽化の状況

- インフラ施設は、概ね高度経済成長期以降に整備されており、全体的に経年の劣化が進みつつあります。
- 橋梁を例にとると、一般的に更新の目安となる時期は、建設後 50 年と考えられていますが、現状では 11%の施設がこの年数を経過しており、10 年後は 38%、20 年後は 58%と、公共施設と同様、今後急速に老朽化が進行していくものと推測されます。
- 更新の目安となる時期は、建設後 50 年を基本としながらも、インフラ施設の種類ごとに異なっています。

(図 6 主なインフラ施設の老朽化の状況)

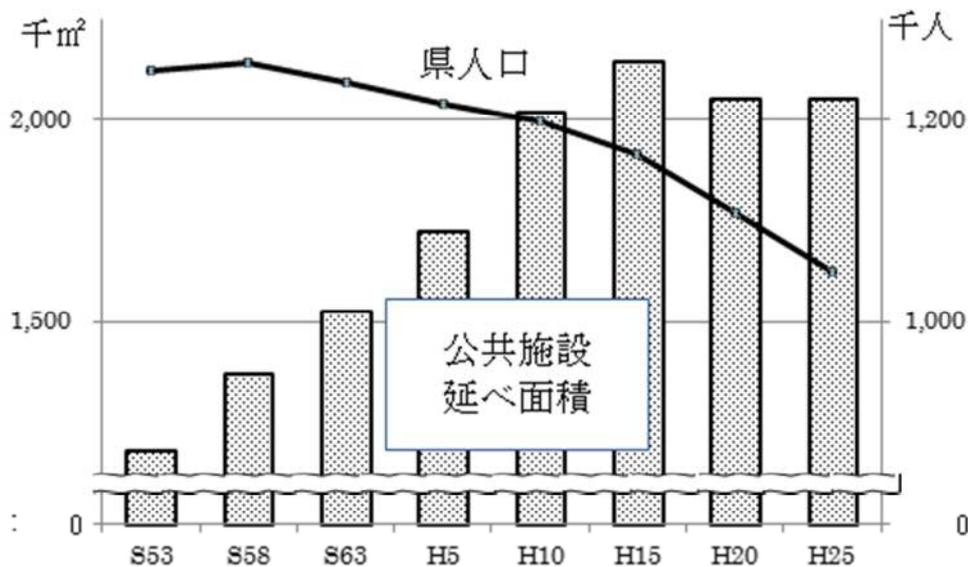
類型	経過年数	現状	10年後	20年後	備考
道 路	50年	11%	38%	58%	橋梁1, 113橋
	50年	8%	14%	40%	トンネル84本
港 湾	50年	5%	35%	66%	外郭施設39施設 係留施設96施設 臨港交通施設16施設
農業水利施設	40年	12%	37%	74%	水路1, 665 k m
漁 港	50年	17%	19%	44%	外郭施設17, 798m
森林整備施設	50年	2%	19%	38%	治山ダム9, 679基
交通安全施設	19年	25%	75%	100%	信号制御機1, 899基
公営企業施設	50年	31%	50%	63%	水力発電所16箇所

2 将来の県人口の見通し

(1) 県人口の推移

- 明治以降、本県の人口は、ほぼ一貫して増加を続けてきましたが、昭和31年の135万人をピークに減少しています。
- 昭和49年から昭和56年まで、一時持ち直しましたが、これ以降再び減少し始め、平成27年4月には103万人を下回っています。
- 本県の人口動態は、従来からの「社会動態^①（転入・転出）」の減による人口減少が累積してきたことに加え、「自然動態^②（出生・死亡）」の減が拡大している状況にあることから、全国最大のペース^③で人口減少が進行しています。
- 本県の人口減少の推移と公共施設の延べ面積の推移の両方を重ねると、人口減少と特に関連なく、様々な公共施設が整備されてきたことが明らかとなってきます。

(図7 公共施設の延べ面積及び県人口の推移)



※県調査統計課「秋田県年齢別人口流動調査」各年10月1日現在

- ① 社会動態とは、一定期間における転入・転出に伴う人口の動きをいいます。(社会増加数=転入数-転出数+その他増減)
- ② 自然動態、一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きをいいます。(自然増加数=出生数-死亡数)
- ①②より、人口増加数=自然増加数+社会増加数 となります。
- ③ 平成25年10月から平成26年9月までの人口減少率は、全国△1.7%であるのに対し、当県は△12.6%となっています。(総務省統計局による)

(2) 今後の県人口の見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）^①によると、本県の人口は、さらに減少を続け、10年後の平成37年には893千人、20年後の平成47年には763千人になると推計しています。
- 平成27年4月現在の人口を年齢別に見ると、15～64歳までの生産年齢人口^②は56.5%を占めていますが、10年後には51.5%、20年後には49.5%と減少が続き、また同様に、15歳未満の年少人口は10.8%を占めていますが、10年後には9.0%、20年後には8.4%と減少が続くものと推計しています。
- 一方、65歳以上の老年人口は32.7%を占めていますが、10年後には39.5%、20年後には42.1%と増加するものと推計しています。
- 人口減少に加え、人口の年齢別構成が変化することに伴い、施設等に求められる県民ニーズも多様化していくものと見込まれています。また、人口減少率や高齢化の進行は、県南部よりも県北部が著しく、地域別のニーズにも注意を払っていく必要があります。
- なお、人口減少の克服と秋田の創生を実現するため、人口の動向分析や将来展望をまとめた「秋田県人口ビジョン」と、今後5年間（平成27年度～平成31年度）の基本目標と施策・事業をまとめた「あきた未来総合戦略^③」では、人口の見通しを、各種政策の効果を勘案して、平成47年で808千人と推計していますが、本計画は、今後、その効果を見極めながら見直しを行っていくべきものと考えています。

(図8 今後の県人口の推移)



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（H25年3月試算）

① 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」では、平成22年10月1日から平成52年10月1日まで30年間の将来人口を推計しています。

② 生産年齢人口とは、経済活動における中核の労働力となるような年齢の人口をいいます。

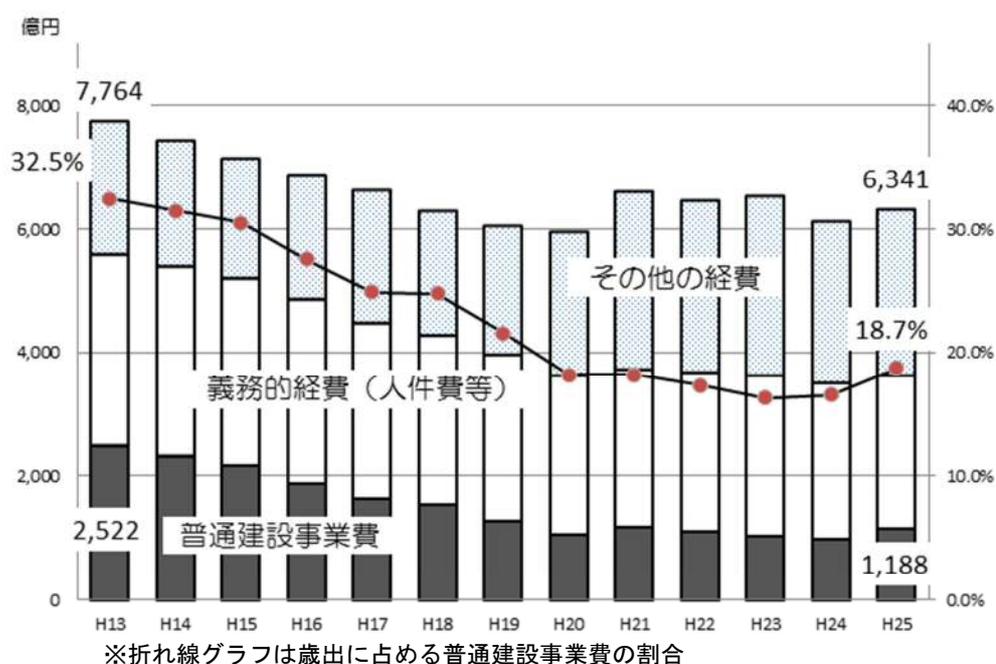
③ 国の長期ビジョンや総合戦略を踏まえ、「秋田県人口ビジョン」と「あきた未来総合戦略」を策定しましたが、その中で、総合戦略に基づく各種施策の効果を勘案し、平成47年の人口推計を、国立社会保障・人口問題研究所の763千人に対し、808千人と推計しています。

3 県財政の状況と中期見通し

(1) 県財政の状況

- ここ数年の歳出決算額は、約 6,000 億円とほぼ横ばいの規模となっており、社会保障関連経費の増加等で民生費の占める割合が拡大傾向にある一方で、公共施設等の改修や更新（建替え）等に要する経費である普通建設事業費^①については、行政経費の抑制努力等により、年々ゆるやかに減少しながらも一定額を確保してきています。
- しかしながら、人件費、公債費などの義務的経費^②の比率は高い水準にあり、財政の硬直化が続いていること、また、基礎的財政収支^③（プライマリーバランス）の黒字を確保しつつ、財政 2 基金^④（財政調整基金、減債基金）の残高 300 億円台を確保し、将来の安定的な財政運営に備えることが重要であることから、普通建設事業費の財源確保が大きな課題となっています。

(図9 歳出決算額の推移)



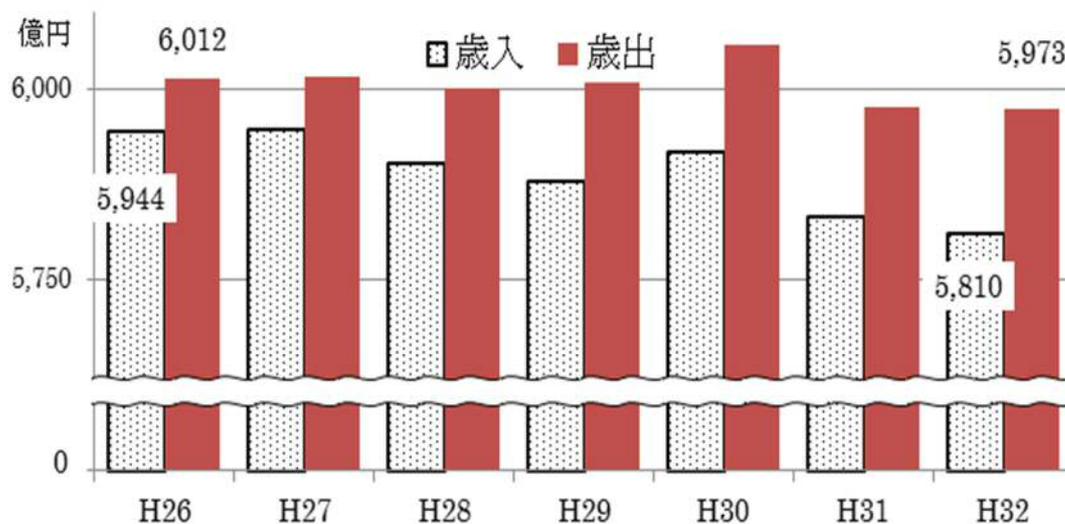
※総務省「地方財政状況調査（普通会計）」

- ① 普通建設事業費とは、地方財政の経費分類における投資的経費のうち、災害復旧事業、失業対策事業を除いたもので、地方公共団体が自主的に行う単独事業と国の補助を伴う補助事業があります。
- ② 義務的経費とは、人件費、扶助費、公債費の3つからなり、制度的に義務づけられている経費です。
- ③ 基礎的財政収支とは、公債費関連を除いた財政収支で、黒字であれば、税金を中心とする借金以外の収入で、借金返済のための元利払いを除いた歳出をまかなえる状態となり、財政指標の一つとして活用されます。
- ④ 財政 2 基金とは、減債基金（県債を漸次償還し、その残高を減らすために積み立てた基金）と財政調整基金（災害の応急対策その他特別の事件に要する経費の財源に充てるために積み立てた基金）で、いずれも健全な県財政に資する目的をもった基金のことをいいます。

(2) 県財政の中期見通し

- 県財政課が、平成 27 年 3 月に公表している「財政の中期見通し」では、平成 27 年当初予算ベースの財源不足額を 68 億円と見込んでいますが、経済成長率^①を 1.5%と仮定した場合、5 年後には 163 億円まで拡大するものと推計しています。
- その理由として、県税収入の伸びや、人口減少に伴って臨時財政対策債^②を含めた実質的な地方交付税^③が減少する一方で、社会保障関連経費等が増加し、収支不足額が年々拡大する見込みであると説明しています。
- こうしたことを考慮すると、公共施設等の改修や更新（建替え）等に要する経費の財源確保は、今後ますます厳しくなるものと考えられ、縮減や平準化など徹底したコスト対策が必要になってきます。
- 安定的な財源確保のためには、未利用資産の売却益などを財源に、県単独の基金造成などを検討していくことも必要であると考えます。

(図 10 財政の中期見通し)



※秋田県財政課 H27 年 3 月公表

① この場合の経済成長率 1.5%は、経済活動の水準を市場価格で算出した名目 GDP の伸びとしており、物価変動による調整を行っていません。

② 臨時財政対策債とは、地方の一般財源の不足を補う地方債で、地方交付税の交付税額の減少の穴埋めとして活用されるもので、元利償還相当額は、後年度、普通交付税に全額算入されます。

③ 地方交付税とは、地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対し交付するものです。

4 公共施設等の更新（建替え）等に関する経費の見込み

次の推計は、統廃合やコスト縮減などの対策を一切行わず、現存の公共施設を現状のまま維持していく上でかかる修繕・更新費用等を推計したものです。したがって、将来の必要額として試算したのではなく、その財源を確保する必要性を説明している内容ではありません。

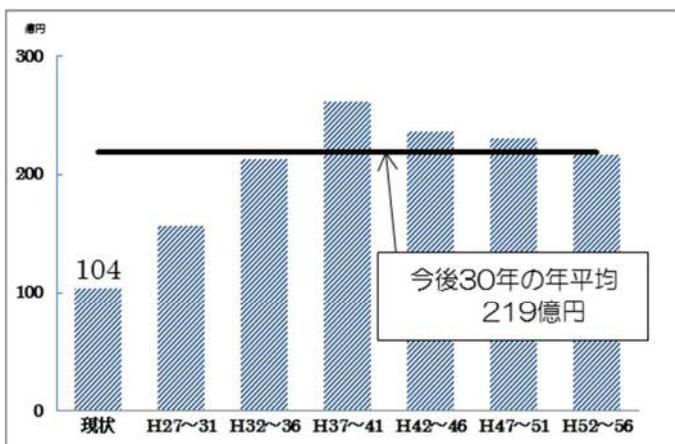
(1) 公共施設

- 今後30年間でかかる経費は、およそ6,580億円と推計され、年平均の経費は、およそ219億円と試算されます。
- これは、平成25年度決算をベースとした経費、およそ104億円の2.1倍に相当します。
- なお、推計にあたっては、総務省の更新費用等試算ソフトを活用しており、主な前提条件は以下のとおりです。
 - ・ 今後新たな建設は行わないと仮定。
 - ・ 建設後60年で更新（建替え）、更新期間は3年。
 - ・ 建設後30年で大規模修繕を実施、費用は更新費用の6割相当、修繕期間は2年

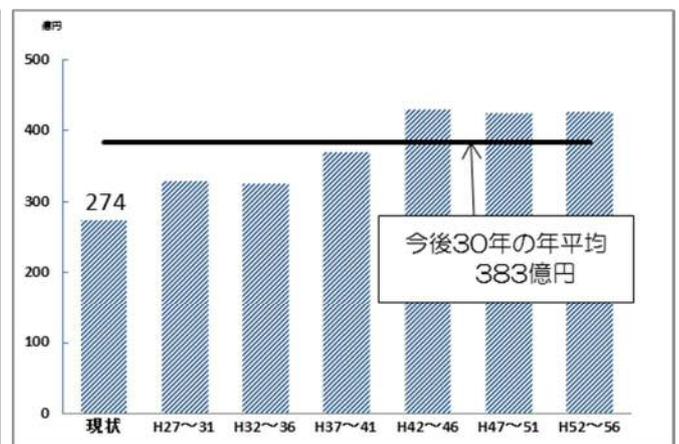
(2) インフラ施設

- 今後30年間でかかる経費は、およそ1兆1,500億円と推計され、年平均の経費は、およそ383億円と試算されます。
- これは、平成25年度決算をベースとした経費、およそ274億円の1.4倍に相当します。
- なお、推計にあたっては、所管部局が、インフラ施設の種類ごとの老朽化や、これまでの施工実績等を勘案しつつ、独自に将来コストを試算しています。

(図11 公共施設の更新費用等の推計)



(図12 インフラ施設の更新費用等の推計)



第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

公共施設等は県民の大切な資産ですが、今後急速に老朽化が進行すること、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、施設等に対する県民ニーズが変化しつつあること、県財政の状況が厳しい一方で、現状を上回る更新費用等が見込まれることを踏まえると、現存する公共施設等すべてに対し、これまでと同様の維持管理を継続していくことは困難です。

こうしたことから、施設等の総量とサービスの適正化を図りながら、将来の秋田を担う世代に大きな負担を残すことなく、できる限り良好な状態で引き継いでいくことを本計画の目標に掲げ、公共施設等総合管理計画推進本部による総合的なマネジメントのもと、更新（建替え）、統廃合、長寿命化など施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくこととし、その基本方針を次のとおり定めます。

1 対象施設

- 道路、河川などのインフラ施設を含む、県が所有または管理するすべての公共施設等を対象とします。
- 地方公営企業法に基づく、電気事業（発電所等）、工業用水道（取水設備、管路等）の公営企業施設も対象とします。
- なお、県が出資する独立行政法人^①が所有する施設（県立の大学や病院など）については、それぞれの所管の省庁から、インフラ長寿命化計画（行動計画）^②が示されており、これにしたがって法人自らが施設等の管理計画を策定することになることから、本計画の対象外とします。

ただし、独立行政法人は、県行政の一端を担い公共の見地から事業展開しており、財政上の負担など県と密接な関係があることから、法人が本計画と併行して施設等の管理に取り組むことができるよう、連携体制の構築に努めていきます。

^① 独立行政法人とは、国や地方公共団体の事業のうち、独立して運営した方が効率的な部門を分離独立させ、その運営等を行わせることを目的として設立した法人です。行政機関から独立した組織であって、かつ行政の一端を担い公共の見地から事業を実施し、国民（県民）の生活の安定と社会および経済の健全な発展に役立っています。当県における独立行政法人は次のとおりです。

- ・ 地方独立行政法人「秋田県立病院機構」
施設名：秋田県立脳血管研究センター、秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- ・ 地方独立行政法人「秋田県立療育機構」
施設名：秋田県立医療療育センター
- ・ 公立大学法人「秋田県立大学」 施設名：秋田県立大学
- ・ 公立大学法人「国際教養大学」 施設名：国際教養大学

^② インフラ長寿命化計画（行動計画）とは、平成25年11月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が策定した「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、各省庁において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として取りまとめられたものです。

今後、この基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆる公共施設等の安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされています。

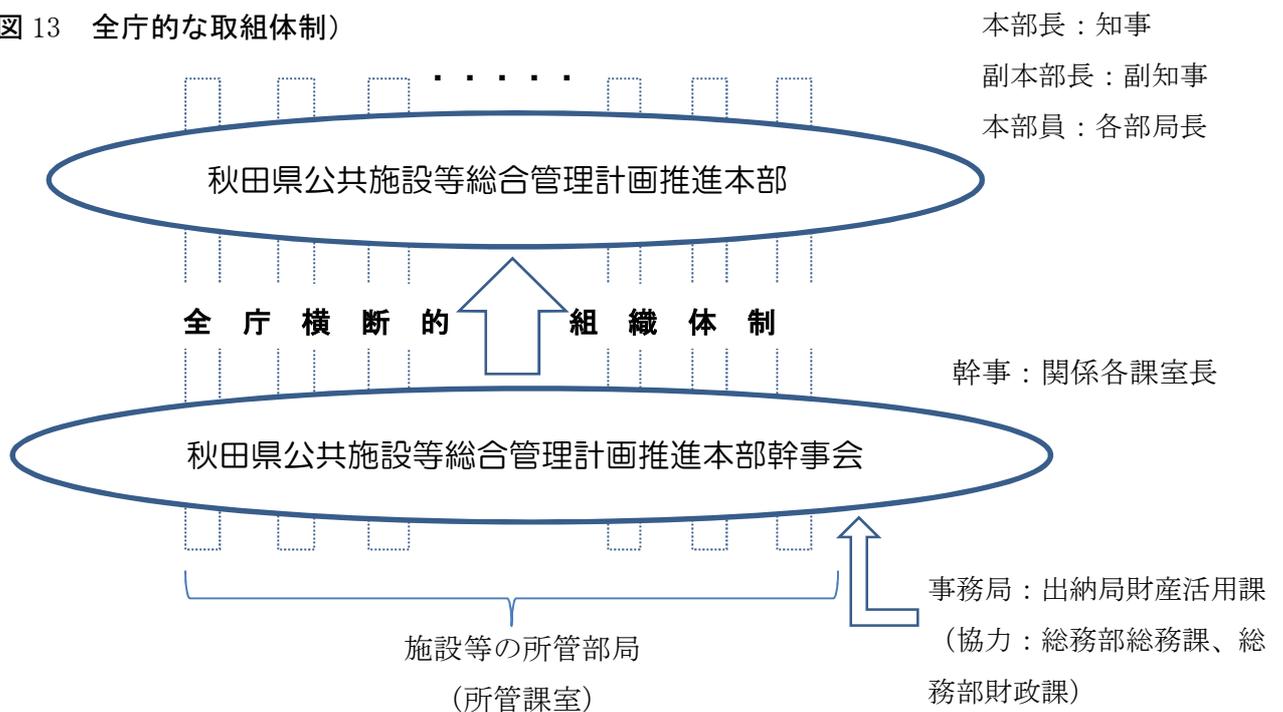
2 計画期間

- 今後 10 年間で、老朽化する公共施設等が急速に増加するため、この期間を施設等を総合的かつ計画的に管理する重要な期間と位置づけ、計画期間は、平成 28 年度から 37 年度までの 10 年間とします。
- 計画期間は 10 年間ですが、県人口の見通しなど、20 年以上の長期的な視野に立った計画としつつ、今後、大きな社会経済情勢の変化があれば適宜見直すなど、柔軟かつ弾力的に取り組んでいきます。

3 全庁的な取組体制の構築等

- 一義的には、本計画に沿って、公共施設等を所管する部局が主体的に管理に取り組むこととなりますが、総合的な見地から着実に本計画を推進していくためには、それぞれの部局の判断を尊重しながら、全庁的な調整を図り、客観的かつ中立的なチェックを行っていく組織体制が必要です。
- そのため、知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長、教育長及び警察本部長で構成される「公共施設等総合管理計画推進本部」（以下、推進本部）を設け、全庁横断的に本計画のマネジメントに取り組んでいきます。
- また、推進本部を補完する組織として、公共施設等の管理に関わりの深い課室長で構成される「公共施設等総合管理計画推進本部幹事会」（以下、幹事会）を設け、本計画推進のための具体的な事案の検討などを行っていきます。

(図 13 全庁的な取組体制)



4 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の老朽化への対応

- 公共施設等の機能保全や安全確保に支障となる劣化・損傷等を未然に防止するための改修を行うなど、計画的な「予防保全型管理^①」により、施設等の使用期間を戦略的に延ばす、いわゆる長寿命化を促進していく必要があります。
- 遊休施設が老朽化し、何ら保全が施されていない場合、地震等の災害発生時には倒壊などの危険性もあるため、今後も建物利用あるいは売却等の処分が見込めない場合は、事前防災の観点から早期に除却（解体撤去）する必要があります。
- 耐震基準を満たしていない橋梁等のインフラ施設は、長寿命化と併せて耐震化対策を実施し、県民の安全を確保するとともに、防災力を強化していく必要があります。

(2) 人口減少等社会情勢の変化への対応

- 人口減少等に伴い、公共施設等の維持・管理のための県民の負担は増加し、一方で、県財政の状況はますます厳しくなる見込みであることから、公共施設等の統廃合を推進するなど、保有総量の最適化を図っていく必要があります。
- 公共施設等の統廃合の検討と同時に、施設等に求められる県民ニーズに応じて、他の用途への転換を図るなど、幅広い利活用の検討を行っていく必要があります。
- ハード重視から機能優先の考え方に転換を図り、市町村等との協働を深めながら、県内に所在する公共施設等を総体的に管理するといった観点から、県と市町村等の共同管理、共同設置などの検討を進めていく必要があります。

(3) 財政負担の軽減・平準化

- 公共サービスの一定水準を維持しつつ、施設等のLCC（ライフサイクルコスト）をできる限り抑制することを念頭に、更新（建替え）や大規模修繕等をどの施設に、どのような対策を、どの時期に行うかを適切に判断する必要があります。
- 資産経営の観点から、PPP/PFI^②など、民間の資本や経営能力、技術力をさらに活用するとともに、多様な手法を用いながら、未利用資産の売却や貸付等を一層進めていく必要があります。
- 公共施設等の性能や利用状況等に基づき、個々の施設等の将来展望を検討するなど、各々の施設ごとに将来のコスト等を明らかにしていく必要があります。

^① 予防保全型管理とは、施設等の損傷が発生してから措置する対症療法型管理ではなく、定期的な点検等で早期に損傷を発見し、事故や大規模補修等に至る前の軽微な段階で補修するなど、長く使用することを目的とした管理手法のことです。対になる管理手法は「事後保全型管理」といいます。

^② PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをいい、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的に公共サービスの提供を民間主導で行うという考え方です。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

① 公共施設

- 公共施設の劣化・損傷あるいは損傷等の進行のおそれのある不具合等の発見、設備等を含め、機能上適切な状態にあるのかを確認するため、建築基準法や消防法、その他関係法令に基づく法定点検を定期的に実施します。

- 法定点検の対象とならない施設についても、法定点検の内容を参考にしながら点検項目等を統一的に整理した上で、これに準じた点検を実施します。

なお、法定点検及び法定点検に準じた点検は、原則、施設管理者（施設を所管する部局）が実施することとしますが、技術的に困難な場合は、技術担当部門（建設部営繕課）に依頼し実施します。

- 施設を日常的に支障なく利用できるよう、主に目視や触診等による日常点検を積極的に実施するとともに、施設が所在する周辺の住民や施設利用者の声などに細心の注意を払います。

日常点検は、普段の目線で点検可能な項目を、建築基準法等の法定点検の内容から選定した点検リストに基づき実施しますが、施設の実情に応じて、施設管理者自らが点検項目を追加するなどの充実を図ります。

- 施設管理者は、施設基本台帳^①及び修繕履歴台帳^②を整備し、点検の結果等を記録しつつ、その分析を行いながら、次の対策に活用するなど、施設管理者と技術担当部門が連携の上、維持管理のPDCAサイクル^③（メンテナンスサイクル）を構築します。

② インフラ施設

- 通常点検、定期点検、異常時点検等の各種点検を強化し、できる限り正確な診断を実施し現状を把握した上で、必要な対策を適切な時期に実施しつつ、結果（履歴情報）を記録、整備しながら次の点検・診断等に活用する、いわゆる維持管理のPDCAサイクル（メンテナンスサイクル）を構築します。

また、メンテナンスサイクルの底上げを図るため、ICT^④やロボットなど新たな技術の開発や導入について、国や関係機関と連携を深めながら進めていきます。

① 施設基本台帳とは、施設の諸元などを記した台帳です。

② 修繕履歴台帳とは、その施設に関して、これまでの修繕の履歴（原因、内容等）を記した台帳です。

③ PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（措置）の4段階を順次行ない、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上させて、継続的な改善を目指す手法です。

④ ICT（情報通信技術）とは、情報や通信に関連する科学技術の総称で、特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のことをいいます。

- インフラ機能を常に良好な状態に維持するため、現況確認を行うパトロール等を強化するとともに、地元や利用者等との連携を密にしながら情報収集を行うなど、日常的な点検等を積極的に展開します。
- 各種法令や国が示した基準類に加えて、地域の実情を勘案しながら県独自の基準類を必要に応じて整備するなど、実態に即したきめ細やかな点検・診断等を効果的に実施します。
- 県土の保全や自然環境の保全など農業の多面的機能の維持等を図るため、市町村、土地改良区等の施設管理者や農業者等で構成される組織による、農業水利施設の点検をはじめとした基礎的な保全活動等の取組を支援し、その拡大を図ります。
- 公営企業施設について、各種法令に基づき、定期的な点検・巡視を行い、施設や設備の異常の早期発見、予防的修繕に取り組むほか、その状態を適切に判断し、以後の修繕・更新計画に反映させていきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 公共施設

- 公共施設の維持管理について、損傷が発生してから対応する対症療法型管理では、代替機能の確保などに経費がかかり増しになる場合もあることから、今後は、点検・診断等の正確な分析から、損傷の推移を適切に予測し事故の発生を未然に防ぐ、計画性をもった予防保全型の管理を基本に実施します。
- 一方で、ケースに応じて事後保全型管理を実施するなど、施設の特性や、緊急の度合いなどを総合的に勘案しつつ、予防保全と事後保全を使い分け、管理水準に抑揚をつけながら、効率的で経済的な管理を実施します。
- 例えば、地震災害等の発生時には、災害応急対策の実施拠点や避難所となる施設は、防災・減災拠点としても重要な役割を果たしていることから、レベルの高い管理水準で予防保全型管理を着実に実施する必要があると考えられます。
- 施設の維持管理を外部委託する場合は、類似施設等の一括発注の可否を検討し、徹底したコスト対策を図っていきます。
- 管理部門（出納局財産活用課）は、FM（ファシリティ・マネジメント^①）台帳を活用して、各施設にかかる光熱水費等のコストを分析し、必要に応じて、施設管理者に対し、コスト縮減に向けた技術支援を行います。
- 修繕・更新等を実施する際には、技術担当部門が、今後の維持管理費や、その施設のLCC（ライフサイクルコスト）の低減など、現在のみならず将来予想されるコストの縮減も十分に検討の上、施工方法や建設資材などの選定を行います。

^① ファシリティ・マネジメントとは、国や地方公共団体等が自ら所有する施設とその環境（近隣、地域社会など外部環境を含む）を、経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、使用し、維持管理するための総合的な経営管理活動をいいます。

② インフラ施設

- 予防保全型の維持管理、修繕等を原則としますが、サービスの一定水準を維持することを前提に、劣化・損傷等で機能が一時的に停止しても全体の機能に影響がない場合、あるいは危険を伴わない場合は、ケースに応じて事後保全型の管理を行い、補修・更新費用等の最小化を図ります。
- また、補修・更新時には、費用対効果を測定した上で、材料の検討等による耐久性の向上、様々な工法等を技術的に比較検討して修繕周期の延長を図るなど、経済的効果に十分配慮しながらトータルコストの縮減を図ります。
- 施設ごとの健全度や緊急性など、また、インフラ全体から見た社会的影響など、様々な要素を総合的に勘案しつつ、補修・更新の時期等に優先順位を付け、県財政の状況を踏まえながら、どの施設に、どのような対策を、どの時期に行うべきかを客観的に判断した上で、計画的な補修・更新を実施することにより、財政負担の平準化を図っていきます。
- 効率的な維持管理を図るため、例えば、道路や河川の維持管理業務など複数の分野を包括的に取り扱いの上、必要に応じて民間に委託するなど、経済性にも配慮した維持管理に努めます。
- 点検等により得られた情報を確実に蓄積し、これを施設の維持管理や修繕等に効率的に活用していくため、様々な点検情報等のデータを一元的にシステム化することを検討します。
- 用排水路など農業水利施設の老朽化が進む中、施設の機能維持・向上を図るため、市町村、土地改良区等の施設管理者や農業者等で構成される組織による、計画的な老朽化部分の改修や更新等の取組を支援し、その拡大を図ります。
- 公営企業施設について、良質な電気と工業用水を安定的に供給するため、電力システム改革など取り巻く環境の変化を踏まえつつ、施設整備の改修・更新計画とそれに伴う資金管理計画を策定するとともに、最新の技術を活用した設備能力の改善や長寿命化を図り、トータルコストの縮減に努めることにより、経営の安定に取り組みます。

(3) 安全確保の実施方針

① 公共施設

- 施設管理者は、老朽化等により供用が廃止され、今後とも利用見込みのない施設について、立入を禁止するなどの安全措置を講じるとともに、防災・事故防止の観点から、施設を早期に解体撤去するなど、安全確保対策を実施します。
なお、解体撤去に要する財源は「公共施設等の除却に係る地方債^①」の活用を検討するなど、財政当局と協議しながら積極的に取り組みます。

^① 公共施設等の除却に係る地方債とは、充当率 75%の資金手当で、特例措置として政府予算に計上しています。

- 点検・診断等により、危険箇所が発見された場合は、同種の施設についても早急に緊急的な点検を行い、事故の未然防止に努めます。

② インフラ施設

- 点検・診断等により危険度が高いと判断される施設や、損傷が著しく安全を確保できない施設については、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講じるなど、事前防災の観点からスピード感のある取組を進めていきます。
- 地震等の自然災害により被災した場合は、災害協定等に基づき、秋田県建設産業団体連合会^①等の各種団体に協力を要請するなど、関係機関の協力のもと、迅速な対応と早急な復旧を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

① 公共施設

- 県では「県有建築物の耐震改修実施方針」を定め、順次、県所有の特定建築物^②の耐震改修を進めており、休止施設や建替え中の施設を除き、平成 27 年度末ですべて完了しています。
- 今後は、特定建築物以外の施設も耐震診断及び耐震改修を進めていく必要があることから、施設管理者は技術担当部門と協議し、利用状況や老朽度、目標使用年数などを総合的に勘案しつつ、計画的な耐震化を図っていきます。

② インフラ施設

- 道路や港湾、空港等のインフラは、災害時の応急活動を支える重要な基盤となるものであることから、耐震基準を満たしていない施設について、長寿命化対策と併せて耐震補強を行うなど、計画的な耐震化を図ります。

① 秋田県建設産業団体連合会とは、建設業及びこれに関連する産業に属する業者で構成され、建設産業における各業種間の緊密な協力関係を確立するとともに、建設産業全体の健全な発展及び社会的地位の向上を図るための事業を行う団体です。

② 特定建築物とは、耐震改修促進法で規定される、多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、例えば、高等学校や庁舎は階数 3 以上で延べ面積 1,000 m²以上となっています。

(5) 長寿命化の実施方針

長寿命化は、計画期間を越えて使用する公共施設、及びインフラ施設全般を対象とします。

① 公共施設

概ね 10 年を超えて使用を存続すべきと判断される施設のライフサイクル全体を効果的に管理するため、次のとおり取り組むこととします。

イ 計画的な予防保全の実施

機能保全や安全確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止するための修繕等を実施します。

ロ 費用比較等による対策の可否の検討

大規模修繕（長寿命化）は、建替えによる費用・効果等を総合的に比較検討のうえ、有利と認められる場合に実施します。

ハ 長期使用への配慮及びライフサイクルコストの縮減

建替えや大規模修繕の際、耐久性の向上や他の用途へ転換する柔軟性等を重視するとともに、建設後の維持管理費の低減等にも配慮した仕様を採用します。

※ なお、計画期間内に廃止を予定する施設等については、原則、長寿命化は実施せず、県民の安全・安心の確保を前提としつつ、施設ごとに定める目標使用年数に応じて経済的かつ効率的な管理を実施します。

② インフラ施設

必要なインフラの機能を維持しつつ、計画的な維持管理・更新等を実施するため、次のとおり取り組むこととします。

イ メンテナンスサイクルの構築

全対象施設において、点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効果的・効率的に実施するとともに、これらの取組を通して得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断に活用します。

ロ 補修・更新時期の平準化

施設ごとに健全度、緊急性、社会的影響などを総合的に勘案のうえ優先順位を付し、県財政の状況を踏まえた計画的な補修・更新を実施します。

ハ 補修・更新費用等の最小化

予防保全型管理を基本としながら、損傷等が施設全体の機能に影響がない場合、あるいは危険が伴わない場合は事後保全型管理を実施するとともに、更新時はトータルコスト縮減のための工法等を積極的に採用します。

(6) 統合や廃止の推進方針

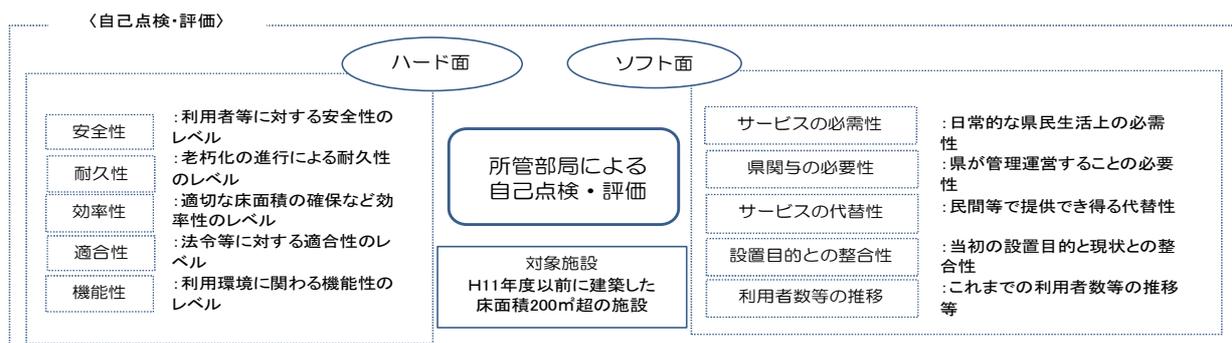
統合や廃止は、公共施設を対象とします。(インフラ施設は対象外)

- 人口減少等社会情勢の変化や厳しい県財政の状況を踏まえると、現存の公共施設すべてに対し、これまでと同様の管理を継続することは困難であることから、計画的な供用廃止や他の用途への転換、民間への売却等を着実に進めていく必要があります。
- その一方で、施設等の供用廃止等については、その根拠や経緯など、県が明確に説明責任を果たせるよう、慎重な取り扱いが必要であると考えています。
- 具体的でかつ実効性があり、また一方で、客観的で中立性に配慮しながら、施設の統廃合を着実に推進していくため、本計画策定と併行して、次のような取組を進めました。

① 公共施設の自己点検・評価の実施

- ・ 計画期間内における施設のあり方(目指す姿)を検討する出発点とするため、平成11年以前に建築した延べ面積が200㎡を超える353施設を対象に、所管部局による自己点検・評価を実施しました。
- ・ この自己点検・評価は、計画期間内における施設のあり方(目指す姿)の検討材料の一つとなるもので、この評価の高低だけをもって今後の施設のあり方を方向づけるものではありません。
- ・ 施設の現況をできる限り客観的に評価するため、ハード面(施設の健全性)のみならず、ソフト面(県のサービスとして提供する必要性)も加え、いわばハード・ソフト両面から施設の現況にアプローチしています。
- ・ また、ハード面については、安全性、耐久性、効率性、適合性、機能性の5つの評価項目、ソフト面については、サービスの必要性、県関与の必要性、サービスの代替性、設置目的の整合性、利用者数等の推移の5つの評価項目、計10の評価項目を設定し、施設ごとに総合的・多角的に評価を行い、また、でき得る限り客観性を高めるなどの配慮を施しています。

(図14 自己点検・評価項目)



② 公共施設全体の現状の相対的分析・評価

- ・ 所管部局による自己点検・評価すべてを取りまとめた上で、各々の施設を他施設との比較の上、全体的にみて、その施設がどのように位置づけられるのかを明らかにする、いわゆる相対評価を行いました。
- ・ 相対的に評価する理由は、施設の総量を適正化していくことを目的に、現存施設全体を客観的にパターン化し、同種あるいは類似施設等において、施すべき対策の優先度等の検討を行う上で判断資料の一つとするためです。
- ・ 相対評価は、大きく4つに類型化（利活用パターン4つの基本型）、さらに1つの類型を4つに細分化しており、その結果は、既に自己点検・評価を実施した所管部局に提示しています。結果を提示された所管部局は、これを踏まえ次の検討ステージに移ることになります。

③ 個別施設ごとの「基本的な方針」の検討

- ・ 自己点検・評価及び、提示した利活用パターン4つの基本型を踏まえながら、所管部局が、計画期間内における施設のあり方を示す「基本的な方針」（目指す姿）の検討に着手しました。
- ・ 「基本的な方針」は、本計画決定後、所管部局が策定する「個別施設計画」（第5章「個別施設計画の策定」を参照）の前段となるものであり、存続の場合は、どのような対策をどの時期に実施するか、廃止の場合は、どのような形態でどの時期に廃止するのか等、今後10年間の施設の展望の青写真を描くこと、これが「基本的な方針」の検討です。

○ 平成28年4月以降は、原則すべての施設を対象に、「基本的な方針」の内容を「個別施設計画」に発展させ、総合的かつ計画的な管理を個々具体的に実践していくこととなりますが、自己点検・評価において、ハード及びソフト両面、あるいはいずれかが特に低い評価となった施設は、安全確保やサービスの適正化といった観点から早期の対策が必要であることから、他の施設に優先して「基本的な方針」を検討します。

○ ハード面の評価が特に低い施設は、他の施設に優先して、一義的には、建替えや大規模修繕などによる対策、あるいは、民間施設等を利用してサービスの提供を検討すべき施設であると考えられます。

また、ソフト面の評価が特に低い施設は、同様に、サービス内容の見直しを含め、サービスの質や効率性向上のための対策、あるいは、他の用途への転換や民間等への売却等を検討すべき施設であると考えられます。

○ 基本的な方針を検討した結果、有効な対策がなく、今後の利活用の見込みもないと判断された場合、特にハード及びソフト両面で特に評価が低い場合にあっては、施設

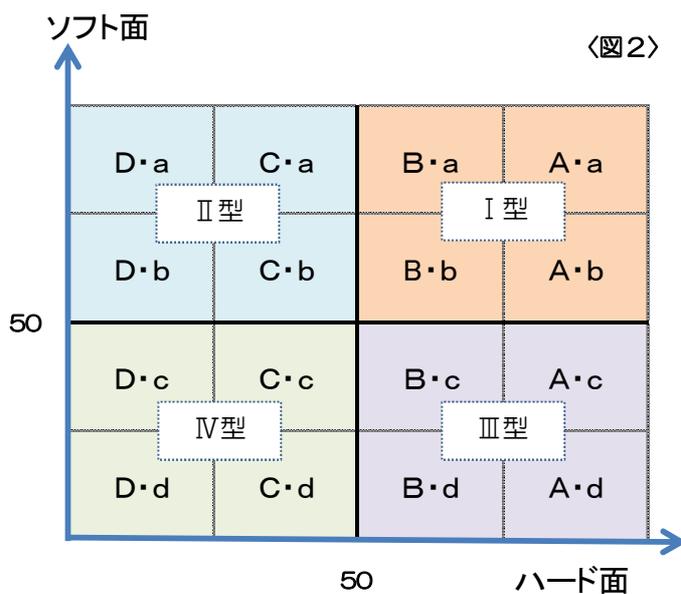
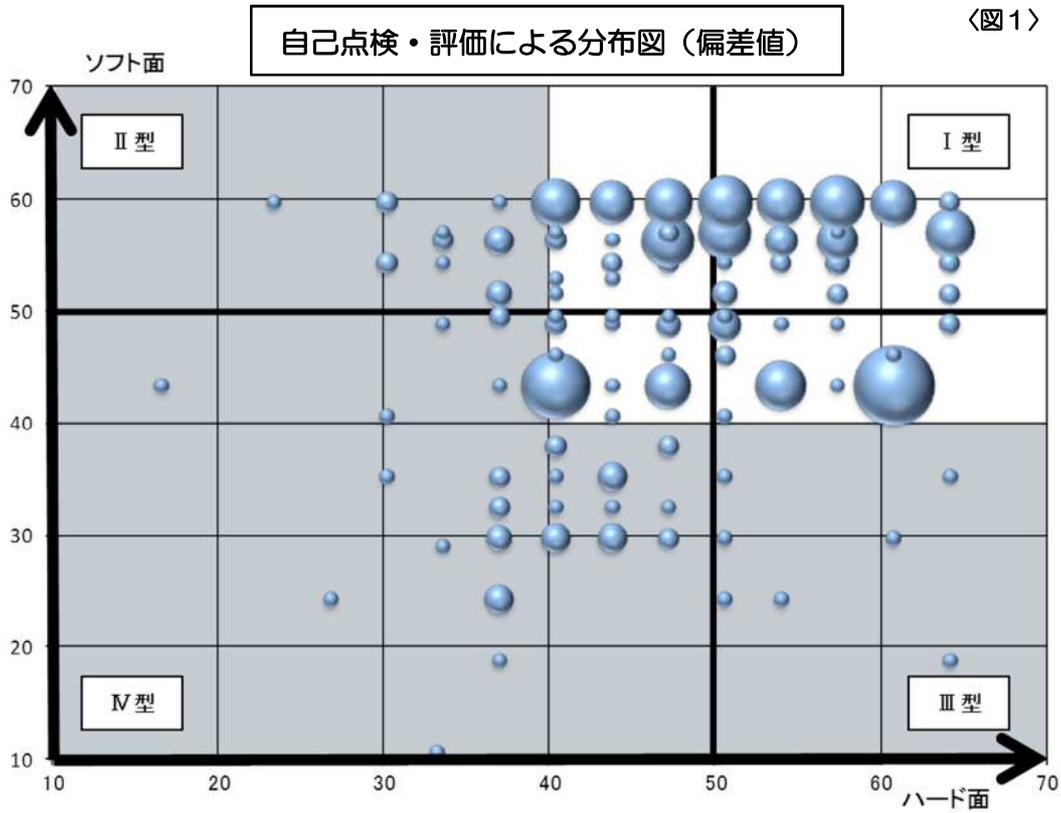
の廃止等を選択肢の一つとして検討すべき施設であると考えられます。

なお、本計画上の廃止は、県のサービスとして提供することの廃止を意味するものであり、例えば、民間等に同様の使用目的で譲渡された場合、県民へのサービス自体は、民間等の事業活動の一つとして存続することになります。

- 自己点検・評価の対象としていない、既に供用を廃止または休止している施設等については、他の用途への転換や市町村への譲渡、民間等への売却、貸付などの有効活用を検討していますが、今後の活用が見込めないと判断された場合、老朽度などを勘案のうえ、計画的に施設を除却（解体撤去）するなどの対策を実施します。

～参考～ 自己点検・評価の結果（概略）

- 所管部局による自己点検・評価すべてを取りまとめた上で、各々の施設を他施設との比較の上、全体的にみて、その施設が活用パターン4つの基本型のどこに位置づけられるのかを明らかにした図表は次のとおりです。



偏差値	ハード面の評価	ソフト面の評価
60以上	A	a
50以上60未満	B	b
40以上50未満	C	c
40未満	D	d

〈ハード面〉 + 〈ソフト面性〉

A (評価高) a (評価高)
 B b
 C c
 D (評価低) d (評価低)

○ 自己点検・評価対象施設 353 施設を利活用パターン 4 つの基本型に分類した結果は次のとおりです。

I 型 (ハード面の評価高、ソフト面の評価高)	122 施設 (35%)
II 型 (ハード面の評価低、ソフト面の評価高)	74 施設 (21%)
III 型 (ハード面の評価高、ソフト面の評価低)	67 施設 (19%)
IV 型 (ハード面の評価低、ソフト面の評価低)	90 施設 (25%)

○ さらに、それぞれの型を評価の度合いにより 4 つに細分類しています。(図 2)

I 型	: <A・a>、<A・b>、<B・a>、<B・b>
II 型	: <C・a>、<C・b>、<D・a>、<D・b>
III 型	: <A・c>、<A・d>、<B・c>、<B・d>
IV 型	: <C・c>、<C・d>、<D・c>、<D・d>

○ I 型を除く II 型、III 型、IV 型に関して、ハード及びソフト両面、あるいはいずれかが極端に低い評価となったもの(前頁の網掛け部分)は 68 施設(19%)となっています。(図 1)

- ・ II 型の <D・a> <D・b> 及び IV 型の <D・c> …ハード面の評価が極端に低い
- ・ III 型の <A・d> <B・d> 及び IV 型の <C・d> …ソフト面の評価が極端に低い
- ・ IV 型の <D・d> … ソフト・ハード両面の評価が極端に低い

【内 訳】

- ・ II 型の <D・a> <D・b>

II 型に分類された 74 施設のうち、ソフト面の評価は平均を上回っているが、ハード面の評価が特に低い施設に細分類されるものは 17 施設(全体の 5%)

- ・ III 型の <A・d> <B・d>

III 型に分類された 67 施設のうち、ハード面の評価は平均を上回っているが、ソフト面の評価が特に低い施設に細分類されるものは 7 施設(全体の 2%)

- ・ IV 型の <C・d> <D・c> <D・d>

IV 型に分類された 90 施設のうち、ソフト及びハード両面の評価が平均を下回っており、かつ、両面あるいはいずれかの評価が特に低い施設に細分類されるものは 44 施設(全体の 12%)

(7) 市町村等との協働に関する推進方針

- 県と市町村には、例えば、道路の管理のように、重複または類似した業務が多くあり、こうした業務を一体化あるいは共同で実施することにより、サービスの向上、コストの縮減等を図る「機能合体」の取組が平成 22 年度から進められています。
- 現在、生活排水処理の広域共同化や道路・橋梁の維持管理等の分野で具体的な取組が行われており、特に、生活排水処理の分野では、農業集落排水等の流域下水道への接続、広域汚泥処理施設建設に向けた協定、公共下水道と流域下水道の統合など、全国にさきがけて、県と市町村の協働の取組が展開されています。
- こうした県と市町村の新たな協働体制を構築する動きを加速させ、公共施設等の管理の効率化に向けて、県と市町村が協働で一体的に取り組むことは、極めて重要な視点であると考えています。
- このため、県では、「秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会^①」を設置し、本計画推進のために必要な情報の共有等を進めるとともに、公共施設等の管理等に関連し、共同管理や共同設置など、県と市町村との協働による動きの拡大に向けた包括的な協議を行うこととしています。
- 講習や職員研修を行うなど、市町村に対する技術支援体制の強化に努めます。
- 県内に所在する国の機関が所有する施設等についても、それぞれの機関と連携体制を構築しながら、市町村と同様、効果的な管理のあり方等を検討します。

(8) 民間の技術等の活用に関する方針

- P P P（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の一つで、利用者に対するサービス向上や競争原理の導入によるコスト縮減などのメリットをもたらす指定管理者制度は、施設等の管理に広く活用されていますが、引き続き、単に価格競争に陥ることなく、最も適切な民間企業等を選定することを前提としつつ、効果的かつ効率的なサービスの提供を図ります。
- また、民間企業の創意工夫によって、より効率的なサービスが提供できるよう、公設民営（D B O）方式などの民営化や、一つのまとまりとしての業務を、複数年度契約・性能発注方式^②で委託する包括的民間委託の可能性を探るなど、さらなる民間への市場開放を進めます。
- 民間の資金等を活用する P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）についても、県が直接実施するよりも効率的かつ効果的にサービスが提供できる分野を選択しながら、事業コストの縮減や、より質の高いサービスの提供を目指し、その可能性について検討を重ねていきます。

^① 秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会は、平成 28 年 3 月 日に設置し、今後の運営は県が主導します。

^② 性能発注方式とは、発注者が求めるサービス水準（性能）を決め、その達成手段については民間企業の裁量に任せる契約方式をいいます。

- 省エネルギー化、管理経費の負担軽減などが図られるE S C O（エスコ）事業^①は、現在、県庁第二庁舎や秋田ふるさと村等で導入されていますが、事業の拡大に向けて、さらなる導入の検討を進めていきます。
- 清掃、緑化、美化などの周辺環境の整備に関して、当該施設等が所在する地域住民や企業との連携を図るなど、県民参加型の施設等の管理のあり方を検討していきます。また、検討にあたっては、まちづくりやボランティア、NPOなどを所管する部局と連携を図っていきます。

（9）県民との情報共有等に関する方針

- 公共施設等は県民の資産であり、本計画の推進に関して、県民との合意形成を図ることは極めて重要な視点であることから、修繕履歴、利用者数、管理コスト等の施設情報を県のウェブサイト^②においてわかりやすく公表するなど、施設の「見える化」を一歩進めた「見せる化」を図り、積極的な県民への情報提供を図ります。
- また、県からの一方的な情報提供にとどまらず、県民の疑問に答え、広く意見等を聴取することなどを目的とした「公共施設等の相談室^③」を設置し、県と県民の間の双方向性を持つ情報共有体制の構築を目指します。

（10）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 全庁横断的な取組体制として、推進本部や幹事会の機能を維持するほか、施設等の所管部局と技術、特に建築部門との協力体制を強化し、効率的な維持管理に努めるとともに、総合的かつ計画的な施設等の管理に関する事項を予算編成方針の一つに加えるなど、財政部門との連携強化を図りながら、財政負担の軽減・平準化を着実に進めます。
- 本計画に基づく取組を推進するための人材の育成・確保の視点から、技術的な研修も含め、施設等管理のための職員研修を実施していくこととし、研修計画は別途、推進本部において検討を進めていきます。また、公共施設等の管理を外部団体に委託する場合にあっても、必要に応じて研修への参加を促していきます。

① E S C O(エスコ)事業とは、省エネルギー改修などにより実現する光熱水費の削減分で、初期投資(工事費)や管理経費などを賄うという包括的サービスをいいます。県にとってはサービス料を支払っても、トータルでは利益が保証されるメリットがあります。同時に省エネルギーを推進し、地球温暖化ガス排出量削減も可能となります。

② 県のウェブサイトとは、「美の国あきたネット」をいいます。

③ 公共施設等の相談室の窓口は、出納局財産活用課に一元化し、対応が必要な場合は、施設等を所管する関係各部局と連携するなど、全庁的に取り組むこととします。

6 フォローアップの実施方針

- 推進本部が本計画の進捗状況等について管理し、その結果を県議会に報告するとともに、県のウェブサイト等を通して県民への情報提供を行います。
- また、評価の結果、必要があれば、計画期間内であっても推進本部が見直しを行います。なお、計画の見直しは、県議会に諮るとともに、県民に情報提供して意見等を聴取するなど、丁寧かつ慎重な対応に努めていきます。
- 市町村に対しては、「秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会」を通して意見聴取や情報共有などに努め、県内に所在する公共施設等の総体的なフォローアップを図ります。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設等の類型は、公共施設、インフラ施設両方とも多岐にわたっており、それぞれの類型に応じた特性により、管理の考え方や手法は異なります。

本計画では、「第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」の「5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、主な施設類型（公共施設4類型、インフラ施設12類型）ごとに、それぞれの類型の特性を踏まえつつ、施設類型ごとの管理に関する基本方針を定めることとします。

施設類型は、施設等の種類及び規模等を勘案しながら、次のとおりとします。

1 公共施設

- (1) 庁舎
- (2) 学校・教育施設
- (3) スポーツ・レクリエーション施設
- (4) 県営住宅

2 インフラ施設

- (1) 道路
- (2) 河川
- (3) 海岸
- (4) 砂防
- (5) 下水道
- (6) 港湾
- (7) 公園
- (8) 漁港
- (9) 治山施設
- (10) 交通安全施設
- (11) 電気事業施設（公営企業）
- (12) 工業用水道事業施設（公営企業）

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共施設

(1) 庁舎

対象施設	<p>県庁舎(本庁舎、第二庁舎、議会棟及び総合庁舎)、各地域振興局庁舎、各福祉環境部庁舎その他単独公所庁舎とします。(ただし、警察庁舎は除く。)</p>
現状と課題	<p>昭和34年に県庁舎、昭和40年代から昭和50年代前半に各地域振興局がそれぞれ建設され、経年による老朽化が進行し大規模修繕の時期を迎えているほか、更新の時期が迫っている庁舎もあります。 このため、計画期間内における大規模修繕等の経費の増大が懸念されるとともに、中期的には建替等の更新時期も検討課題です。</p>
実施方針等	<p>県庁舎や地域振興局庁舎は行政サービスを提供する中核施設であり、また災害時には防災拠点施設にもなることから、常に機能の維持と安全の確保を図るため、以下の実施方針等により適切な維持管理を行います。</p> <p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>県庁舎や地域振興局庁舎は、建築基準法の定期点検対象であることから、これまでと同様に同法に基づき適切に対応していきます。 同法対象外の庁舎については、3年ごとに同法の規定に準じた点検を実施し、損傷や不具合の早期発見に努め、機能の保全や安全の確保を図ります。 また、施設管理者ごとに把握している施設の基本情報や修繕履歴を統一的な台帳に整理し、施設管理のPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を構築します。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>平成24年に発生した県庁の停電事故の例を見るまでもなく、基幹設備の故障等は庁舎等の機能停止に直結し、また復旧までに相応の時間を要することから、県庁舎や地域振興局庁舎においては上記の点検や診断に基づき基幹設備の予防保全型管理を徹底するほか、日常的な管理においてもレベルの高い管理水準で対応します。 各地域振興局庁舎は竣工から相当の年数が経過し、また建設年次もある程度集中していることから、今後必要となる大規模修繕については、点検等に基づいた優先順位により計画的に実施し、予算の平準化を図ります。 単独公所の更新(建替)に際しては、地域振興局等への移転(集約)可能性を十分に検討し、やむを得ない場合のみ単独公所として更新(建替)を行うこととします。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>地域振興局においては、既にその役割を終え、空庁舎や仮の倉庫となっている別棟の建物も見受けられます。今後も貸付等の利用見込みがなく、老朽化がさらに進んで美観上、安全上の支障となる場合は解体撤去を検討します。</p> <p>4 耐震化の実施方針</p> <p>平成19年に策定した「県有建築物の耐震改修実施指針」において耐震化を図る県有建築物として設定された庁舎については、既に耐震化が完了しています。 その他の庁舎については、機能や利用状況等に応じて耐震化を図るべきと判断した場合に実施します。</p> <p>5 長寿命化の実施方針</p> <p>県庁舎をはじめ主要な庁舎は、建設後30年以上経過し老朽化が進んでいることから、一律に長寿命化対策を施すのではなく、点検診断から得られた情報等をもとに個別の施設の状態や費用対効果などを総合的に勘案し、更新又は長寿命化対策を判断することとします。 また、更新又は長寿命化対策のいずれを実施する場合でも、それぞれ目標使用年数を定めて管理することとし、更新までの維持管理経費や長寿命化対策経費の節減を図ります。</p> <p>6 統合や廃止の推進方針</p> <p>行財政改革の推進により職員数が減少し余裕空間が生じている地域振興局庁舎もあることから、オフィススタンダードを推進し、老朽化した単独公所は地域の行政拠点である地域振興局庁舎に可能な限り集約し、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。</p>

(2) 学校・教育施設

対象施設	県立学校及び教育施設とします。
現状と課題	県立学校については、高等学校総合整備計画及び特別支援教育総合整備計画に基づき順次統合、改築等を進めているところですが、多くの施設で経年による老朽化等が進行し、施設機能に様々な支障が生じています。 また、教育施設についても県立学校同様、経年による老朽化が進行し、多くの施設が大規模修繕等の時期を迎えています。 このため、公共施設等総合管理計画期間内における修繕・更新費等の増大が懸念されています。
実施方針等	県立学校、教育施設は児童・生徒や青少年をはじめとする県民を対象に、様々な教育サービスを提供している施設であり、常に機能の維持と安全の確保を図る必要があることから、以下の実施方針等により適切な維持管理を行います。 1 点検・診断等の実施方針 建築基準法に基づき施設の定期点検・診断等を実施し、施設の不具合等の早期発見に努め、機能の保全や安全の確保を図ります。 また、施設管理者(学校長等)によって管理されている修繕履歴データ等を統一的に整理し、施設管理のPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を構築します。 建築基準法による定期点検・診断の対象外となっている施設についても、同法の規定に準じた点検・メンテナンス等を実施します。 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 県立学校は児童・生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、また、教育施設は幅広い年代の県民が宿泊体験等の生涯学習等を行う施設です。 このことから、法令点検・診断等の結果に基づき、利用者の安全確保に関わる修繕、また、法令等に関連する機器の不具合の修繕を優先的に行うなど、計画的に修繕を実施します。 また、基幹設備の故障は施設機能の停止に直結することから、予防保全型管理を徹底し、施設の維持管理に努めます。 3 安全確保の実施方針 予防保全的な維持管理により、施設の老朽化や設備の不具合等による事故等を未然に防ぎます。 また、統合等により廃校舎となっている施設や、移転・新築等により供用廃止となっている施設については、建物への立入禁止措置等により防犯や安全面での管理を行うほか、老朽化の進行具合や土地の利用見込等を勘案の上、解体撤去等を検討します。 4 耐震化の実施方針 平成19年度策定の「県有建築物の耐震改修実施指針」において耐震改修を要する県有建築物に分類された施設のうち、供用廃止済の施設及び現在整備事業中の一部の学校施設を除き、既に耐震化が完了しています。 5 長寿命化の実施方針 施設毎に建築年度、施設の状態等が異なることから、一律に長寿命化対策を施すのではなく、施設の状態や費用対効果等を総合的に勘案し、個別に更新又は長寿命化等の方針を判断します。 6 統合や廃止の推進行針 県立学校については、第七次高等学校総合整備計画及び第二次特別支援教育総合整備計画に基づき、県内各地域の事情や全県的なバランスを踏まえながら統合等を推進し、学校規模の適正化と望ましい配置の実現を図ります。 また、教育施設については、施設の利用状況、提供するサービスの内容、同種サービスを提供する他施設の配置状況等を総合的に勘案し、将来的な整理、統合等の可能性も踏まえ今後の方針を検討します。 7 指定管理者導入施設に係る実施方針 指定管理者制度を導入している教育施設については、利用者に対するサービス向上や競争原理の導入によるコスト縮減などにより、効果的かつ効率的なサービスの提供を図るとともに、施設整備の維持管理についても、運営面に支障が及ぶことなく適切に管理するよう指導に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション施設

対象施設	<p>県有観光施設(ふるさと村については、近代美術館を除く)、県有スポーツ施設とします。 ※自己点検・評価対象施設のみ</p>
現状と課題	<p>昭和40年代から50年代に建設された体育館、スケート場等のスポーツ施設や平成初期に建設されたふるさと村等のレクリエーション施設があり、経年による老朽化が進行し、計画的に設備等の大規模修繕を行っているほか、更新の時期が迫っている施設もあります。 このため、計画期間内における大規模修繕等の経費の増大が懸念されるとともに、中長期的には建替等の更新時期も検討課題です。</p>
実施方針等	<p>スポーツ・レクリエーション施設は県民の心身の健全な発達やゆとりのある県民生活の実現に寄与するために設置されており、機能の維持と安全の確保を図るため、以下の実施方針等により適切な維持管理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 スポーツ・レクリエーション施設は、建築基準法の定期点検等に基づき、適切に対応していきます。 また、施設の点検・修繕履歴等に基づき、技術担当部門と連携の上、維持管理のPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を構築します。 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 スポーツ・レクリエーション施設においては、建築基準法の定期点検等に基づき、設備の予防保全型管理に努めます。 また、スポーツ・レクリエーション施設は、それぞれにおいて、建設年次が一定の時期に集中していることから、今後必要となる大規模修繕等については、利用者等の安全確保を第一に、計画的に修繕・更新を実施するとともに、予算の平準化を図ります。 3 安全確保の実施方針 建築基準法の定期点検等を通し、損傷や不具合の早期発見に努め、機能の保全や安全の確保を図ります。 また、廃止した施設においては、老朽化が進み景観上や安全上の支障となると判断した場合は解体撤去を実施します。 4 耐震化の実施方針 平成19年に策定した「県有建築物の耐震改修実施方針」において耐震化を図る特定建築物に該当する施設については、耐震化が完了しています。 それ以外の施設については、施設の利用状況等を踏まえ、その必要性等を勘案した上で、耐震化を図ります。 5 長寿命化の実施方針 施設の長寿命化にあたっては、個別施設の状況や費用対効果などを総合的に勘案し、更新又は長寿命化対策を実施します。 6 統合や廃止の推進方針 県の施策目的や施設の利用状況、設置経緯等を踏まえた上で、施設個々のあり方を改めて見直し、地元市町村と協議の上、市町村への譲渡や施設の廃止等を実施します。

(4) 県営住宅

対象施設	県内10市に位置する県営住宅(公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅)及び共同施設とします。
現状と課題	建築時期別住戸数として、昭和46年から昭和60年にかけて建設された住戸が全体の半数を占め、経年による老朽化が進行し大規模修繕の時期を迎えている施設が多数あります。 このため、計画期間内における大規模修繕等の経費の増大が懸念されるとともに、長期的には建替等の更新時期も検討課題です。
実施方針等	<p>県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする県営住宅を、常に機能の維持と安全の確保を図るため、以下の実施方針等により適切な維持管理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 点検・診断等の実施方針 建築基準法の定期点検対象住宅は、これまでと同様に同法に基づき適切に対応していきます。 同法対象外の住宅については、同法の規定に準じた点検を実施し、損傷や不具合の早期発見に努め、機能の保全や安全の確保を図ります。 また、修繕履歴データを整備することで、施設管理のPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を構築します。2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 今後必要となる大規模修繕については、点検等に基づいた優先順位により計画的に実施し、予算の平準化を図ります。3 安全確保の実施方針 予防保全的な維持管理により、住宅の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぎます。4 耐震化の実施方針 耐震性が有ることは確認出来ているため、引き続き躯体の安全性確保に努めます。5 長寿命化の実施方針 対処療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上を図る改善を実施することによって、住宅の長寿命化を図ります。 また、改善仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などによってライフサイクルコストの縮減を図ります。6 統合や廃止の推進方針 秋田県営住宅等長寿命化計画では、団地及び住棟単位に社会的特性と物理的特性に基づき活用の方針を検討し、更にまちづくりや地域単位での効率的ストック活用等を複合的に検討した結果、すべての県営住宅について、修繕又は改善により維持管理を図り、法定耐用年限まで活用するものとしております。 次期計画では、法定耐用年限を超える住宅が発生するほか、施設の老朽化も一段と進行することにかんがみ、より複合的・総合的な視点に立って、施設の効率的かつ効果的な運営を図ります。7 その他 平成28年度から、県営住宅の第3期指定管理が開始されます。 指定管理制度の意義には、サービス向上による利用者(入居者)の利便性向上と、管理運営経費の縮減による負担軽減が挙げられ、2期10年の実績により一定の成果が得られたものと考えます。 一方、更なる利便性向上と経費の縮減効果を得るためには、現在の管理規模等に限界があるほか、入居者管理に伴う諸問題を自立的に解決し、安定してサービスを提供し続ける観点からも、よりスケールメリットを高める工夫が必要と考えられます。 この点を、指定管理者と共有し、課題解決に向けた自主的な取り組みを促すものとしてします。

2 インフラ施設

(1) 道路

対象施設	県が管理する橋梁、トンネル、横断歩道橋等の道路管理施設とします。
現状と課題	高度経済成長期に多数建設された橋梁をはじめとする施設が、今後、まとまって老朽化していきます。このため、維持修繕・更新等にかかる費用が増大する可能性があります。
実施方針等	<p>道路は、社会経済活動を支える根幹的なネットワークであり、特に緊急輸送道路については、災害時にも、その機能を発揮できるように適切な維持管理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>平成26年7月の省令施行を踏まえ、橋梁、トンネル、大型構造物について、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、国土交通省より示された定期点検要領に基づき、健全度を4つの判定区分に診断します。</p> <p>道路パトロール等の日常点検により道路施設の状態把握に努めます。</p> <p>既存の橋梁情報提供システムの改良及びトンネル等道路大型構造物等の点検結果についてデータベースシステムを構築し、情報の蓄積を図ります。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、策定した個別施設計画(橋梁長寿命化修繕計画)に基づく取組を継続します。</p> <p>平成26年5月に「秋田県道路メンテナンス会議」を設立し、国、県、市町村の道路管理者が、技術力の向上、インフラ長寿命化の推進、道路インフラの維持管理について、情報共有や課題解決への連携体制を構築しており、今後も県内の道路管理者が一体となってインフラの老朽化対策を進めていきます。</p> <p>適切な規模・時期での修繕工事等の発注を引き続き実施します。</p> 3 安全確保の実施方針 <p>点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しく安全が確保できない場合には、速やかに通行止め、通行規制等の措置を講じます。</p> 4 耐震化の実施方針 <p>耐震基準を満たしていない橋梁については、長寿命化対策と併せて、必要に応じて耐震補強を行います。</p> 5 長寿命化の実施方針 <p>橋梁長寿命化修繕計画(平成22年度策定)による取り組みを継続します。</p> <p>橋梁以外の道路施設の個別施設計画を策定することで、修繕・更新費用の平準化及びライフサイクルコストの削減を図ります。</p> <p>インフラの状況は、経年劣化等により変化することから、点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に個別施設計画の見直しを行います。</p>

(2) 河川

対象施設	県が管理するダム、水門、樋門・樋管等の河川管理施設とします。
現状と課題	昭和28年に完成した森吉ダムをはじめ、県管理ダムは半数以上が昭和30～50年代に建設されており、また、水門、樋門・樋管等の河川管理施設も経年による老朽化が進行しています。
実施方針等	<p>河川管理施設は、生命、財産、生活を守る重要な施設であり、常にその機能の維持と安全性を確保するため、適切な維持管理を行います。</p> <p>1 点検・診断等の実施方針 河川管理施設については、「河川構造物長寿命化及び更新マスタープラン(平成23年6月 国土交通省河川局ほか)」等に基づき、平成24年度から実施している樋門・樋管等の点検及び健全度調査を推進します。 ダムについては、「ダム総合点検実施要領(平成25年10月 国土交通省水管理・国土保全局)」等に基づき、平成26年度から実施している点検及び健全度調査を推進します。 また、各施設の定期点検や巡視パトロール等を実施し、異常気象等による施設機能低下の早期把握に努めます。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 河川維持管理実施計画等により、適切な規模・時期で修繕工事を実施するとともに、ふれあいの川美化事業や環境整備地域連携事業を継続し、地元の自治会やボランティアと協力して河川維持を推進します。 また、台帳の整備及び情報システムの構築を実施し、河川・ダム・海岸等の施設情報を整理・蓄積・更新することで、施設の状況把握及び適切な維持管理を行います。</p> <p>3 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しい場合には、応急対策等を検討しながら優先して機能回復を図ります。</p> <p>4 耐震化の実施方針 河川管理施設に求められる耐震性能は、治水上や利水上等の重要性により異なりますが、必要に応じて耐震化対策を実施します。</p> <p>5 長寿命化の実施方針 点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、個別施設計画を策定します。 策定後は、計画に沿って施設の更新や改修を実施し、トータルコストの縮減及び平準化を図ります。 インフラの状況は、経年劣化等により変化することから、点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に個別施設計画の見直しを行います。</p>

(3) 海岸

対象施設	県が管理する堤防、護岸等の海岸保全施設とします。
現状と課題	これまでの整備により顕著な海岸災害の発生は防止されるようになったものの、いまなお越波や浸水による災害も発生しており、また、既存施設の老朽化や機能低下、流出土砂の減少に伴う侵食の激化も懸念されます。
実施方針等	<p>海岸保全施設は、津波、高潮、海岸浸食等の災害から人命や財産を守る重要な施設であり、常にその機能の維持と安全性を確保するため、適切な維持管理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 点検・診断等の実施方針 「海岸保全施設維持管理マニュアル(平成26年3月 国土交通省水管理・国土保全局)」等に基づき、平成25～26年度に海岸保全施設の健全度調査を実施しており、これらを基に長寿命化の検討を推進します。 また、引き続き各施設の定期点検や巡視パトロール等を実施し、異常気象等による施設機能低下の早期把握に努めます。2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 健全度調査の結果等を基に、適切な規模・時期で修繕工事を実施します。 また、台帳の整備及び情報システムの構築を実施し、河川・ダム・海岸等の施設情報を整理・蓄積・更新することで、施設の状況把握及び適切な維持管理を行います。3 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しい場合には、応急対策等を検討しながら優先して機能回復を図ります。4 耐震化の実施方針 地震発生に伴う施設の機能低下の防止のため、必要に応じて耐震化を老朽化対策と併せて効果的に実施します。5 長寿命化の実施方針 点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、個別施設計画を策定します。 策定後は、計画に沿って施設の更新や改修を実施し、トータルコストの縮減と平準化を図ります。 インフラの状況は、経年劣化等により変化することから、点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に個別施設計画の見直しを行います。

(4) 砂防

対象施設	県が管理する 砂防堰堤等の砂防設備とします。
現状と課題	昭和8年に砂防事業に着手しており、経年により老朽化した施設が多く存在します。 また、施設の耐久度等に対する自然災害の影響が大きいことから、劣化の予測が困難です。
実施方針等	<p>砂防堰堤は、豪雨や長雨の影響による土砂の流出を調整、溪岸の浸食を抑制し、土砂災害から人命等を守るための施設であり、常にその機能の維持と安全性を確保するため、適切な維持管理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 点検・診断等の実施方針 「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」(平成26年6月 国土交通省水管理・国土保全局)に基づき、平成27年度より砂防関係施設の健全度調査を推進します。 また、定期点検要領を定めるとともに、巡視パトロール等を実施して異常気象等による施設機能低下の早期把握に努めます。2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 健全度調査の結果等を基に、適切な規模・時期で修繕工事を実施します。 また、施設台帳の整備及び情報システム(砂防GIS等)の改良を実施し、台帳の保管や更新の適正化を図ることで、施設の状況把握及び適切な維持管理を行います。3 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しい場合には、応急対策等を検討しながら優先して機能回復を図ります。4 耐震化の実施方針 老朽化した砂防設備や現行基準を満たさない施設等について、必要に応じて耐震化を老朽化対策や緊急改築と併せて効果的に実施します。5 長寿命化の実施方針 点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、個別施設計画を策定します。 策定後は、計画に沿って施設の更新や改修を実施し、トータルコストの縮減と平準化を図ります。 インフラの状況は、経年劣化等により変化することから、点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に個別施設計画の見直しを行います。

(5) 下水道

対象施設	<p>県が管理する管路施設、5処理施設（臨海・大曲・横手・大館・鹿角処理センター）及びこれらの施設を補完するための施設とします。</p>
現状と課題	<p>昭和57年の臨海処理区での処理開始を皮切りに、その後順調に整備を進めてきました。それとともに施設の老朽化が進行し、補修等の費用が増大しています。</p>
実施方針等	<p>下水道は、生活排水の処理による生活環境の改善・川や海の水質保全だけではなく、雨水の浸水被害の防除の役割も担っていることから、常にその機能の維持と安全性を確保するため、適切な維持管理を行います。</p> <p>1 点検・診断等の実施方針 「下水道維持管理指針」に基づき、県及び指定管理者による定期的な施設点検を実施し必要な修繕等を行っており、これら点検・修繕履歴情報の蓄積を図ります。 「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」に基づき、健全度調査を実施します。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 下水道長寿命化計画による計画的な改築により、予算の平準化、ライフサイクルコストの縮減を図っています。 「下水道維持管理指針」に基づき、施設台帳を整備しているが、今後、点検や長寿命化計画調査による施設情報の蓄積及び精度向上を図ります。 公営企業会計導入に伴う資産調査等により施設全体の統一したデータベースシステムの構築を図ります。</p> <p>3 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しく安全が確保できない場合には、速やかに機能回復の措置を講じます。</p> <p>4 耐震化の実施方針 処理場・ポンプ場の耐震化を順次進めるとともに、管路の耐震化を老朽化対策と連携し効果的に実施します。</p> <p>5 長寿命化の実施方針 下水道長寿命化計画による取組を継続します。 下水道長寿命化計画により、計画的な更新、修繕を実施することでトータルコストの縮減と平準化を図ります。 損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえた下水道長寿命化計画(平成24年度策定)について、定期点検等により対策が必要な設備等を随時追加し、計画の見直しを図ります。</p>

(6) 港湾

対象施設	県が管理する5港湾(秋田港、船川港、能代港、本荘港、戸賀港)における水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等の港湾施設とします。
現状と課題	港湾施設は、海域及び沿岸に設置されているため、厳しい環境下におかれています。また、水中部等目視では容易に劣化・損傷を把握できない部分があります。
実施方針等	<p>港湾は、産業活動を支える重要な物流・産業の拠点であり、地域経済の中核であるため、常にその機能の維持と安全性を確保するため、適切な維持管理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 点検・診断等の実施方針 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(平成26年7月 国土交通省)」、「港湾荷役機械の点検診断ガイドライン(平成26年7月 国土交通省)」に基づき、随時点検を実施します。 国有施設及び県有施設の同一のデータベースで管理することにより、情報共有を図り、活用します。2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設計画(維持管理計画等)に基づく取組を継続します。 国土交通省で使用しているデータベースを利用することにより、予防保全計画に取り組みます。3 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しく安全が確保できない場合には、速やかに安全対策の措置を講じます。4 耐震化の実施方針 大規模地震発生時に緊急物資等の海上輸送機能を確保するため、長寿命化対策と併せて、必要な施設の耐震化を図ります。5 長寿命化の実施方針 予防保全計画(平成24年度策定)による取組を継続し、修繕・更新費用の平準化及びライフサイクルコストの削減を図ります。 個別施設計画を策定していない施設については、港湾の施設の点検診断ガイドライン等に基づき維持管理計画を策定します。 インフラの状況は、経年劣化等により変化することから、点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に個別施設計画の見直しを行います。

(7) 公園

対象施設	県立の3都市公園(中央公園、小泉瀉公園、北欧の杜公園)とします。
現状と課題	昭和50年に小泉瀉公園、昭和56年に中央公園、平成6年に北欧の杜公園の供用を開始し、経年による老朽化が進行しています。 特に、遊具や運動施設は事故につながる危険性が高いことから、確実な点検と迅速な対応が必要です。
実施方針等	<p>県立都市公園は、県民の多様な余暇活動・健康増進活動の拠点・憩いの場としてだけではなく、平成25年12月に中央公園、北欧の杜公園が広域防災拠点に指定されるなど、災害時の広域応援活動の拠点や避難場所にもなることから、常にその機能の維持と安全性を確保するため、適切な維持管理を行います。</p> <p>1 点検・診断等の実施方針 「公園施設の安全点検に係る指針(案)(平成27年4月 国土交通省)」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(平成26年6月 国土交通省)」に基づき、随時点検を実施します。 「公園施設長寿命化計画策定指針(案)(平成24年4月 国土交通省)」に基づき、計画更新に伴う健全度調査を実施するとともに、都市公園台帳としても利用可能な健全度調査票を作成することで、公園施設の状態を台帳管理します。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設計画(公園施設長寿命化計画)に基づく取組を継続します。 適切な規模・時期での修繕・更新工事等の発注を引き続き実施します。</p> <p>3 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しく安全が確保できない場合には、速やかに使用中止等の措置を講じます。</p> <p>4 長寿命化の実施方針 公園施設長寿命化計画を策定することで、修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの縮減を図っています。 公園施設長寿命化計画(平成23年度策定)について、経年変化により年次計画の見直しが必要となったこと、および「公園施設長寿命化計画策定指針(案)(平成24年4月 国土交通省)」が示されたことから、長寿命化計画を更新し、継続して、修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの縮減を図ります。 公園施設長寿命化計画の更新に際し、施設の統廃合によるトータルコスト縮減についても併せて検討し、ライフサイクルコストの縮減と平準化を図ります。</p>

(8) 漁港

対象施設	県が管理する10漁港(岩館、八森、北浦、畠、椿、八郎湖、本荘、平沢、金浦、象潟)における水域施設、外郭施設、係留施設、輸送施設等の漁港施設とします。
現状と課題	漁港は水産物を安定的に供給する生産・流通基盤として、昭和25年の漁港法施行から計画的に整備がなされてきました。 漁港の主要な施設は、昭和50年代前後に建設された施設が多く、経年による老朽化が急速に進行し、修繕・更新の時期を迎えています。また、近年の異常気象による高波や潮位の上昇、更には大規模な地震・津波の発生が想定されるなど、施設の長寿命化と併せて耐震化対策等の防災力の強化が課題となっています。
実施方針等	漁港は漁業生産活動の拠点であると共に漁村地域の集落機能を形成するうえで必要不可欠な社会資本であり、恒常的な機能維持と安全の確保を図るため、以下の実施方針等により適切な維持管理を行います。 1 点検・診断等の実施方針 漁港として適切な機能を持続的に発揮していくため、施設の老朽化に係る点検結果に基づき機能保全計画を策定し、定期的に(5年程度)計画の見直しを行い、施設の長寿命化を図ります。また、地震・津波等への対策についても早急な機能診断を実施し、診断結果を踏まえた機能強化に係る対策計画を策定します。 これらの計画策定にあたっては、漁業者など施設利用者と連携し、実態に即した点検・診断等を効果的に行い、適切な時期に対策が講じられるよう点検結果の情報を記録、整備することで維持管理のPDC Aサイクル(メンテナンスサイクル)を構築します。 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 各漁港ごとに年1回程度の定期的な点検・診断を実施し、危険箇所が発見された場合は、同種の施設についても早急に緊急的な点検を行い、事故の未然防止に努めます。 施設の重要度や施設が老朽化した場合の影響等を勘案し、施設の機能保全レベルを定め、点検・診断結果に基づく健全度評価に基づき、事前対応型、予防保全型等の維持管理、修繕等を計画的に実施します。 3 安全確保の実施方針 漁港を利用する漁船・漁業者等の安全確保に必要な施設整備や点検・診断等により危険度が高いと判断される施設は、機能強化対策を早急に実施するなど事前防災への取組を推進します。 地震等の自然災害により漁港施設が被災した場合は、「漁港・漁場・漁村の災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」に基づき関係機関への協力要請等を行い、迅速な対応と早急な復旧を図ります。 4 耐震化の実施方針 地震災害発生時には、漁港就労者等の安全確保のほか、緊急物資の海上輸送やアクセスルート確保等が重要となることから、長寿命化対策と併せて耐震・耐津波に備えた施設の機能強化対策を計画的に実施します。 5 長寿命化の実施方針 漁港施設ごとの機能保全レベルに基づく健全度、緊急性のほか、費用対効果やコストの平準化などを総合的に勘案し、更新又は長寿命化対策の判断を行います。 対策の実施にあたっては、長期的な視野に基づく予防保全的な考えの下、特定の時期に対策工事が集中する場合には、優先順位を検討し、維持管理・更新等を効率的かつ計画的に実施します。 また、新技術導入の取組の推進やライフサイクルコストの縮減が図られる工法の選定など、機能保全対策コストの縮減に努めます。

(9) 治山施設

対象施設	<p>県が管理している治山施設全てを対象とします。 (ただし、施設の効用により、健全な森林に回復し保安林の指定目的が十分達成された状態の施設及び施設が損傷した場合であっても第三者に被害を及ぼす等の可能性が極めて小さい施設を除く。)</p>
現状と課題	<p>昭和30年代から荒廃地の復旧整備のため治山施設の整備が計画的に行われ、現在では県内に9,000基を超える治山ダムが整備されるなど、多くのストックが形成されています。 これらの中には、設置から既に相当の年月が経過したものがあるほか、海岸部等の自然条件の厳しい箇所に整備されている施設もあり、経年劣化その他様々な要因により、施設の劣化、損傷が生じている恐れがあります。 これら施設の点検・診断をいかに効率的に実施していくかが検討課題です。</p>
実施方針等	<p>治山施設は、森林の維持・造成を通じて山地等に起因する災害から地域の安全・安心の確保を図るための施設であり、施設の機能を将来にわたって効果的・効率的に確保するため、以下の実施方針等により適切な維持管理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>各施設が有する機能や周辺環境に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための点検を計画的に行うとともに、今後、想定される大規模災害等の発生リスクや社会情勢の変化を見据えて、それぞれの施設に係る課題を明らかにします。 また、治山台帳の履歴等の情報を的確に記録・更新し、「メンテナンスサイクル」を構築していきます。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>点検・診断結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに点検結果を踏まえ「個別施設計画」を策定し、対策の優先度の判定や維持管理・更新等に係るコストの縮減や平準化を図ることとします。</p> 3 安全確保の実施方針 <p>点検・診断結果に基づき策定される「個別施設計画」では、県民の安全・安心の確保を最優先とし、施設の修繕(補修)、更新(新設)に計画的に取り組むほか、周辺環境の変化に応じた既存施設の機能強化を図ることとします。</p> 4 耐震化の実施方針 <p>耐震化に関しては、既存施設で改修が必要となるものは無いものの、地震に伴う津波被害に対する県民の不安が高まっており、必要に応じて防潮堤等の施設の嵩上げや機能強化を図ることとします。</p> 5 長寿命化の実施方針 <p>治山施設に関して、整備後50年以上経過する施設が10年後には20%を超えるものの、設置された環境によっては十分に機能を発揮している施設もあることから、点検・診断から得られた情報をもとに対策費用等の情報を的確に把握し、中長期的な維持管理・更新等にかかるコストの縮減に努めます。</p>

(10) 交通安全施設

対象施設	交通安全施設のうち、信号機(信号制御機、信号柱、信号灯器)及び大型道路標識とします。
現状と課題	<p>信号機等の交通安全施設は、交通の安全と円滑化を図る上で極めて高い効果を発揮するものであることから、昭和41年以降計画的に整備を行い、順調に交通事故を抑止してきました。</p> <p>一方、交通安全施設は大量更新時期を迎えており、重大事故に至っていないものの、現に老朽化を原因とする信号機の滅灯や点滅、信号灯器や道路標識の落下、倒壊等の事案が発生しており、損傷、腐食等により機能が損なわれた場合、交通に甚大な障害を及ぼすおそれがあります。</p> <p>このため、信号機や大型道路標識については、老朽化の現状を把握、分析しつつ、ストック数の適切な管理と予算の平準化を図った計画的な更新が課題となっています。</p>
実施方針等	<p>交通の安全と円滑の確保には、交通安全施設の継続的な機能維持が不可欠であることから、以下の実施方針等により適切な維持管理を行います。</p> <p>1 点検・診断等の実施方針 信号機の点検については、保守委託業者による点検を行っているほか、信号機及び道路標識の点検は、警察署員が年2回の定期点検と消雪期、入学期及び異常気象後等に行う特別点検を行っています。また、警察本部交通規制課員による随時点検も行っており、今後も適切に対応していきます。 なお、点検結果については、交通規制情報管理システムにより管理し、維持管理のPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を構築します。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 信号制御機の更新基準は製造後概ね19年とし、保守委託業者や警察職員による点検結果及び補修履歴等を踏まえ、適切な時期に更新を行います。 信号柱、信号灯器及び大型道路標識については、更新基準が示されていないことから、一定の期間を定めて計画的な更新を行うこととしますが、設置環境によりその老朽化の進度が異なることから、更新については点検結果を踏まえ総合的に判断します。 なお、更新については前記方針を踏まえ、計画的に実施しコストの平準化を図ります。</p> <p>3 安全確保の実施方針 点検等により危険度が高いと判断されたり、損傷が著しく、安全を確保できないと判断された信号機や大型道路標識については、速やかに安全対策の措置を講じて交通への甚大な障害を及ぼすことのないよう対処し、交通の安全と円滑化を確保します。</p> <p>4 耐震化の実施方針 交通安全施設の耐震基準は示されておりませんが、災害発生時の災害拡大防止のために行う災害応急対策において重要なインフラ施設であることから、点検時に腐食等による倒壊や落下のおそれのある施設については、長寿命化対策と併せて取組を実施します。</p> <p>5 長寿命化の実施方針 メンテナンスサイクルを構築し、その結果をデータベース化することで、故障、機能低下及び倒壊等を未然に防止します。また、本来の機能を適切に維持するため、交通安全施設の周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講じるなどの取組を行います。</p>

(11) 電気事業施設

対象施設	水力発電施設(発電所及び関連施設等)とします。
現状と課題	昭和31年に運転を開始した鎧畑発電所を始めとし、これまでに16発電所を建設していますが、運転開始後40年を超えた発電所が8ヶ所(うち50年超が3ヶ所)あることから、老朽化が著しい発電所については、リプレイス計画等に基づく長期的な補修計画を策定し、費用対効果や河川環境などの発電所を取り巻く状況を考慮しながら対応していく必要があります。
実施方針等	<p>電力は、県民の生活と地域経済を支える重要な社会基盤であり、安定供給が不可欠であることから、以下の実施方針等により適切な維持管理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 点検・診断等の実施方針 水力発電施設については、「秋田県電気事業保安規程」等に基づき定期的に点検・巡視を実施しています。今後も適切な対応による施設や設備の状態把握と異常の早期発見に努めます。2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 水力発電施設については、「秋田県電気事業保安規程」等に基づき定期的な点検・診断等を実施することにより、施設や設備の現状を把握するとともに、異常の早期発見による予防保全に努め、機能の保全・回復を図ります。また、修繕・更新等については、耐用年数や劣化状況を適正に判断し、計画的に実施します。3 安全確保の実施方針 点検・診断等により安全性に支障をきたすと判断された場合には、必要に応じ発電機の運転を停止するとともに、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。4 耐震化の実施方針 災害時においても早期の電力供給が行えるよう、各施設の耐震診断を行い、耐震基準を満たしていない施設については、長寿命化対策と併せて耐震補強を行うなど、計画的な耐震化を図ります。5 長寿命化の実施方針 定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因を把握し、計画的な維持管理、設備更新を実施することで、施設の長寿命化を図ります。また、施設の修繕・改良に当たっては、機能性や耐久性などについて十分に検討を行い、計画的に実施することにより、コストの縮減・平準化を図ります。

(12) 工業用水道事業施設

対象施設	秋田工業用水道施設(取水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等)とします。
現状と課題	昭和46年に給水を開始した勝平系と、平成3年から給水を開始した御所野系があり、勝平系については、土木施設の老朽化が進んでいることから、今後も安定的に工業用水を供給していくためには、計画的な施設の整備や更新により、断水リスクの軽減を図る必要があります。
実施方針等	<p>工業用水道は、重要な産業インフラであり、県の産業振興を図るうえで、安定供給が不可欠であることから、以下の実施方針等により適切な維持管理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 点検・診断等の実施方針 秋田工業用水道施設については、「秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程」等に基づき定期的に点検・巡視を実施しています。今後も適切な対応による施設や設備の状態把握と異常の早期発見に努めます。2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 秋田工業用水道施設については、「秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程」等に基づく定期的な点検・巡視のほか、指定管理者による定期的な点検・診断等の速やかな報告により、施設や設備の現状を把握するとともに、異常の早期発見による予防保全に努め、機能の保全・回復を図ります。また、修繕・更新等については、耐用年数や劣化状況を適正に判断し、計画的に実施します。3 安全確保の実施方針 点検・診断等により安全性に支障をきたすと判断された場合は、ユーザーへの給水停止等を行うとともに、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。また、災害により被災した場合は、「秋田工業用水道送配水管路施設災害復旧要綱」等に基づき、その拡大防止と速やかな復旧を図ります。4 耐震化の実施方針 災害時においても早期の工業用水供給が行えるよう、新設する施設はすべてレベル2地震動に対応させるとともに、既設の施設においても、長期改良計画の中で耐震化を図ります。5 長寿命化の実施方針 定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因を把握し、計画的な維持管理、設備更新を実施することで、施設の長寿命化を図ります。また、施設の修繕・改良に当たっては、機能性や耐久性などについて十分に検討を行い、計画的に実施することにより、コストの縮減・平準化を図ります。6 その他 障害の未然防止と発生時の初動対応やその重要性について、指定管理者に対して指導していくと共に、情報共有の迅速化により危機管理に努めます。

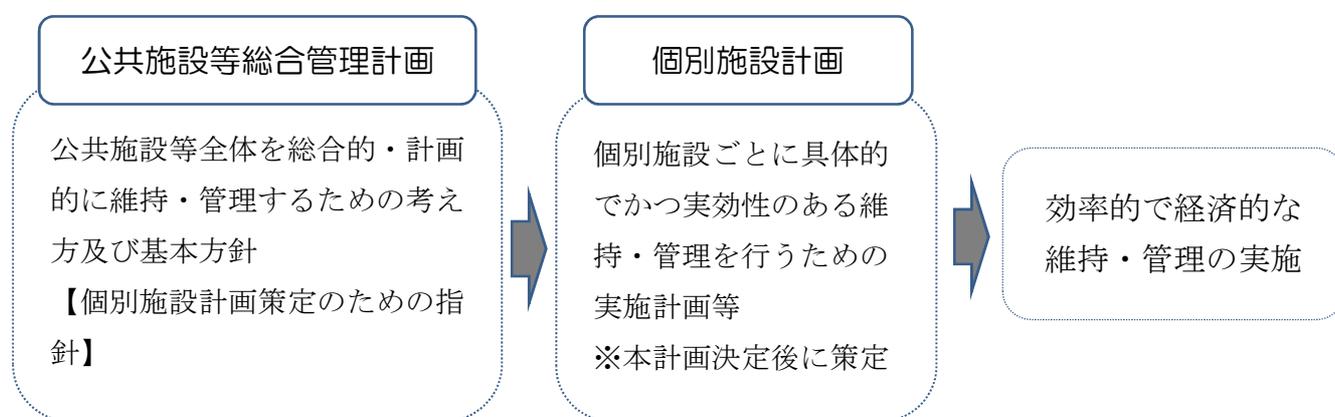
第5章 個別施設計画の策定

本計画策定後、施設管理者（施設を所管する部局）は、本計画第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等に照らしつつ、個別施設ごとに、計画期間における実施計画等を策定します。

長寿命化に関する計画内容を基本としますが、公共施設で、計画期間内に廃止する場合は、廃止に関する計画内容となります。

（1）位置づけ

- 本計画（総合管理計画）と個別施設計画との関係は次のとおりです。



（2）対象施設

① 公共施設

平成28年4月時点で現存する公共施設のうち、延べ面積が200㎡以下の施設を除く約420の施設を対象とします。

なお、同種の施設の中で比較できるように、一定の種別に括って整理します。

② インフラ施設

原則、施設全般を対象としますが、管理上必要に応じて種類、性格ごとに複数の施設を括るなど、施設管理者の判断によることとします。

（3）主な内容

① 公共施設

主な内容は次のとおりです。

i) 管理に関する基本的な方針

計画期間内（今後10年以内）における施設のあり方を示します。（本編P22参照）

施設のあり方は、公共施設の場合、計画期間内における設計図（目指す姿）であり、その根拠を付して記載します。

〈公共施設のあり方のフォーム〉

存続

- ・建替え、大規模修繕の予定なし
- ・建替えを予定
- ・大規模修繕を予定
- ・複合化等を予定
- ・事業の継続を伴う民間等への譲渡を予定
- ・他の用途への転換を予定

廃止

- ・複合化等を予定
- ・事業の継続を伴わない民間等への譲渡を予定
- ・除却処分を予定
- ・当面の間、廃止または休止（施設残存）

また、計画期間外（今後 11 年以降）であっても、施設を更新（建替え）しない場合は、その旨を記載することとします。

インフラ施設については、原則、長寿命化に向けた対策の総括的なあり方を示します。

ii) 目標使用年数

施設を更新（建替え）するまで、あるいは、廃止するまでの期間をその根拠とともに示します。

iii) 管理上の課題等

直近の点検・診断等から、今後、施設を維持・管理する上での課題等を示します。

iv) 管理に関する実施方針

管理上の課題等から、今後 10 年間になすべき対策の内容を示します。

v) 管理に関する実施計画

管理に関する実施方針に基づき、いつ、どのくらいの費用をかけて対策を講じるかを示します。

※ 同種同等の施設で括った場合は、種別ごとに総括し、講ずるべき対策の優先順位など、その根拠も含めて整理することになります。

② インフラ施設

原則、公共施設の内容に準じることになりますが、特に、関係省庁から長寿命化計画等が示され、これに基づいて個別施設計画を策定すべきものと判断される場合は、これに従って策定します。

(4) 策定作業の進め方等

- 公共施設については、当該施設の存廃に係ることから、施設利用者をはじめ地元住民、関係団体等、広く意見等をくみ取りながら、拙速な対応とならないよう、慎重かつ丁寧に進めていく必要があります。
- そのため、個別施設計画の骨格となる施設の「基本的な方針」を形づくる時期から

個別施設計画の策定の時期まで、それぞれの段階に応じて、県民等へわかりやすく情報提供するとともに、その反応を待つことにとどまらず、意見等を求めて対話を重ねるなど、積極的な意見聴取に努めていきます。

- 県民生活の基盤となるインフラ施設についても、今後どのような長寿命化対策を展開するか、地元住民などに丁寧な説明を行うとともに、その情報の提供に努めていきます。
- 策定の過程において、推進本部によるヒアリングを実施するなど、公共施設等全体を視野に入れた総合的なマネジメントを行います。
- 可能な限り、計画策定までの過程を重要視しつつ作業を進めていきますが、一方では、公共施設等の老朽化対策は喫緊の課題であることから、早期の策定が望まれます。
- このため、原則として、平成 28 年 12 月を目途に、個別施設計画の策定を進めていくこととし、特に、早期の対策が必要な施設等については、平成 29 年度当初予算案に反映させていきます。

ただし、利用者や地元住民等との合意形成に相当の時間を要するなど、何らかの事情により、この時期までに策定できない場合は「保留」案件とし、次年度以降の対応により進めていきます。

秋田県公共施設等総合管理計画推進本部

(事務局：秋田県出納局財産活用課)

〒010-8570

秋田市山王四丁目1番1号

TEL：018-860-2733

FAX：018-860-3900